

参 考 資 料 編

本資料集は、地方分権改革推進委員会に提出された資料、同委員会事務局において作成した資料等の中から、第1次勧告の参考となる関連資料を、同委員会事務局において抜粋・整理したものである。

目 次

1 はじめに、第1章関連	
① 地方分権改革の推進スケジュール	2
② 地方分権改革推進委員会が行った主な調査について	3
③ 地方分権改革推進委員会「地方分権改革推進にあたっての 基本的な考え方」(抄)	5
④ 地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」(抄)	6
2 第2章関連	
① 幼保一元化・子ども	
・「認定こども園制度」について	9
・認定こども園に係る事務処理上の問題について	10
・幼稚園と保育所の比較	11
・保育に欠ける要件について	12
・保育所について	13
・「放課後子どもプラン」について	14
② 教育	
・県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担	15
・県費負担教職員制度について	16
③ 医療・医療保険	
・社会保障における地方分権の取組	17
④ 生活保護	
・生活保護制度の概要	18
・生活保護基準の内容	19
・被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移	20
・保護費の構図（平成20年度予算ベース）	21
⑤ 福祉施設の最低基準等	
・児童福祉施設最低基準	22
・老人福祉施設に関する基準（特別養護老人ホームの場合）	23
⑥ 民生委員	
・民生委員・児童委員の委嘱等の流れ	24
⑦ 公営住宅	
・公営住宅の供給の状況	25
⑧ 保健所・児童相談所	
・保健所長の資格要件に関する関係条文	26
⑨ 労働	
・都道府県労働局について	27
・「独立行政法人整理合理化計画（別表）」（抜粋）	28
・国と都道府県の役割分担	29
⑩ 土地利用（開発・保全）	

・ 土地利用の区域等の決定に関する国の関与の例	3 0
・ 農地転用や開発行為の許可等（個別の土地に関する制限）に関する国の関与の例	3 1
・ 都道府県の都市計画に対する国の関与について	3 2
・ 市町村の都市計画決定に対する都道府県の関与の必要性について	3 3
・ 農業振興地域制度及び農地転用許可制度の概要	3 4
・ 現行の農業振興地域制度の概要－農振法－	3 5
・ 農地転用許可制度の基本的な仕組み－農地法－	3 6
・ 森林計画の体系	3 7
・ 保安林制度	3 8
(11) 道路	
・ 直轄国道の見直しの方向性	3 9
・ 一般国道の直轄区間の見直し	4 1
・ 道路種別ごとの事務区分	4 2
・ 都道府県道の町村による管理について	4 3
・ 都道府県道の認定等の際の国との協議の必要性について	4 4
(12) 河川	
・ 一級河川の見直しの具体的な方向	4 5
・ 一級水系の直轄区間の見直し	4 7
・ 河川管理における国と地方の役割分担	4 8
・ 一の都道府県内で完結する一級河川の管理について	4 9
・ 一級河川の分類	5 0
(13) 防災	
・ 災害時における自衛隊派遣の流れ	5 4
・ 都道府県地域防災計画作成・修正の流れ	5 5
(14) 交通・観光	
・ 港湾計画策定フロー	5 6
・ 国の認可を必要とする埋立て	5 7
・ 空港法案における空港の種別変更	5 8
・ 自家用有償運送制度	5 9
・ 「外客来訪促進計画」の策定状況	6 0
(15) 商工業	
・ 商工会議所と商工会の比較	6 1
・ 地域商工業者への効果的な支援～商工団体の新たな法整備～	6 2
(16) 環境	
・ 循環型社会形成推進交付金制度	6 3

3 第3章関連

(1) 基礎自治体への権限移譲の推進	
・ 基礎自治体への権限移譲の推進について（概要）	6 5

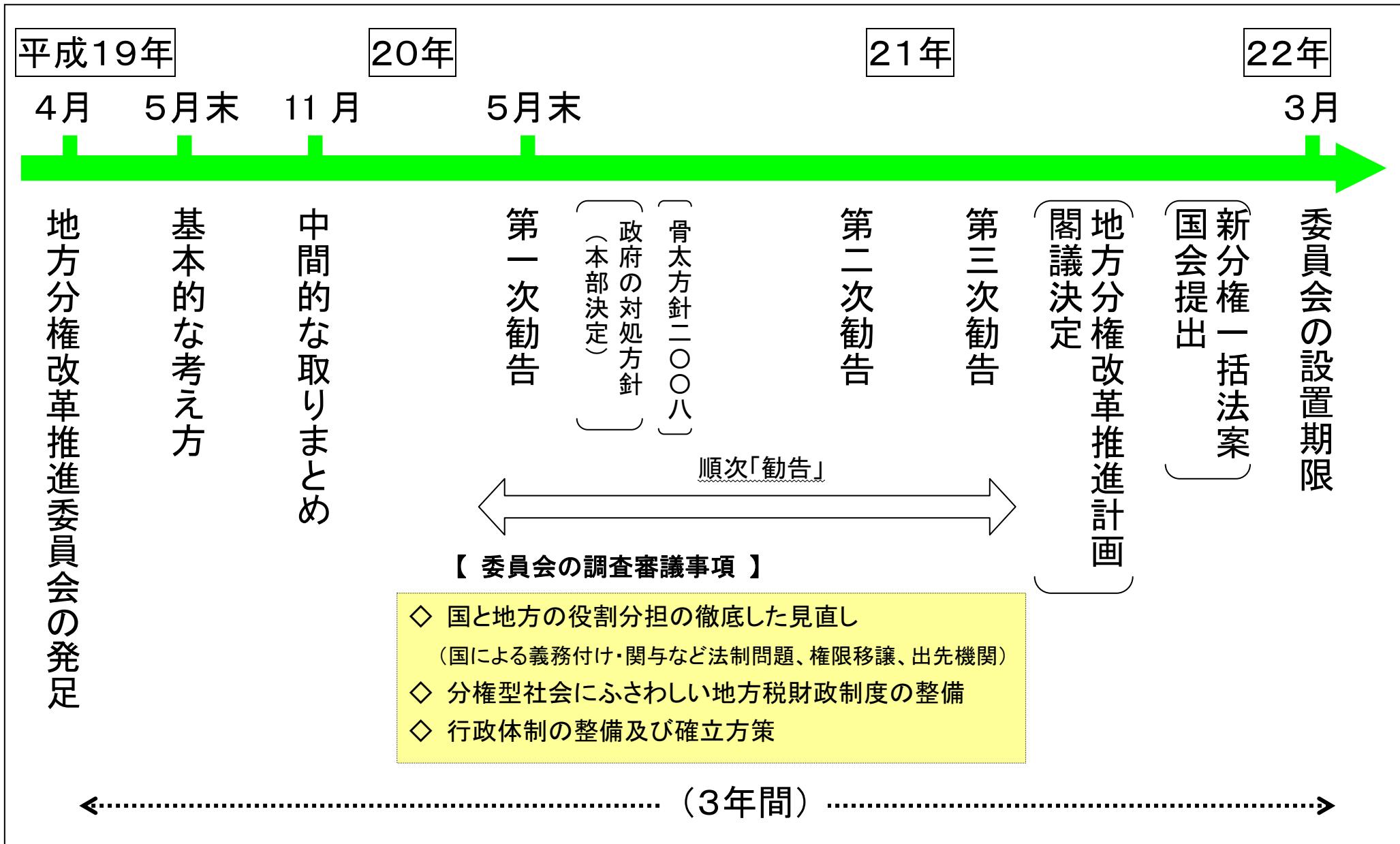
・都道府県から市町村への権限移譲の視点（案）	67
② 補助対象財産の財産処分の弾力化	
・補助対象財産の財産処分の弾力化	68
・地方から示された支障事例等にかかる国庫補助事業等（例）についての措置状況	69

4 第4章関連

① 道路特定財源関係資料	
・道路特定財源の内訳	71
・道路特定財源と道路関係歳出のイメージ（H18ベース）	72
・国道の国・地方負担割合	73
・地方財源追加所要額試算	74
② 消費者行政関係資料	
・消費者庁（仮称）の創設に向けて	75
・都道府県等の消費者行政の現状	77

1 はじめに、第1章関連

地方分権改革の推進スケジュール



地方分権改革推進委員会が行った主な調査について

(平成 19 年 4 月から平成 20 年 5 月まで)

1 これまでの地方分権推進の取組状況のフォローアップ

○調査内容：地方分権改革推進委員会の「最終報告」（平成 13 年 6 月 14 日）並びに地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に関する意見」（平成 14 年 10 月 30 日）及び「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」（平成 16 年 5 月 12 日）において示された地方分権に関する意見について、各府省の取組状況をフォローアップした。

○調査結果公表日：平成 19 年 7 月 12 日（第 12 回委員会）

2 ①全国知事会「分野別検討状況のまとめ」に対する各府省の意見

②全国市長会「都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果」に対する各府省の意見

○調査内容：①は、全国知事会地方分権推進特別委員会の分野別プロジェクトチームの「分野別検討状況のまとめ」（平成 19 年 7 月 12 ・ 13 日全国知事会議提出資料）について、②は、全国市長会の「都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果」（平成 19 年 2 月から 3 月にかけて、全国 124 市区について地方分権改革に関する国との支障事例及び都道府県との支障事例を調査した結果）について、それぞれその内容に対する各府省の意見を取りまとめた。

○調査結果公表日：平成 19 年 9 月 13 日（第 17 回委員会）

3 国の行政機関の地方支分部局に関する調査

①「地方支分部局関係調査結果」のデータ更新（調査Ⅰ）

②「国の出先機関の大胆な見直し」の試行的な事務分類に対する各府省の意見（調査Ⅱ）

③地方支分部局の組織・予算等の概況（調査Ⅲ）

○調査内容：「経済財政改革の方針 2007」（骨太の方針 2007）において、「地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った地方への移譲と合理化を「地方分権改革推進委員会」において検討する」とされ、また「「第二期地方分権改革」への提言等について」（平成 19 年 7 月 25 日、全国知事会長）及び「地方支分部局の整理について」（平成 19 年 9 月 18 日、地方六団体会長）により、地方支分部局に関する情報の提供について地方六団体から要請が行われたことに基づき、各府省の地方支分部局について調査を行った。

①：平成 16 年 3 月に地方分権改革推進会議が取りまとめた「地方支分部局関係調査結果」について、データを更新したもの。内容は、地方支分部局の系統ごとの概要（業務、組織の概要と沿革、予算・決算額、定員等）。

②：経済財政諮問会議の有識者議員提出資料である「国の出先機関の大胆な見直し」（平成 19 年 5 月 25 日）の別表にある国の出先機関の事務の地方に移譲可能かどうか等に係る試行的分類の結果及びこれについての全国知事会分野別プロジェクトチームの意見に対する各府省の見解を取りまとめた。

③：上記②の諮問会議の試行的分類において「地方に移譲可能な事務」を行っているとされた地方支分部局について、ブロック単位機関だけでなく、局・支局、事務所、事業所、出張所等名称の如何を問わず府県単位以下の機関まで含めて、

組織、予算、職員構成等の概況を取りまとめた。主な内容は以下のとおり。

- ・各地方支分部局（府県単位以下の機関を含む。）の所在地及び管轄区域、各地方支分部局の課等以上の内部組織及び課ごとの業務内容、職員数等
- ・地方支分部局（上に同じ。）ごとの決算額（事業分野又は会計等別に区分）
- ・地方支分部局の系統ごとの職種別（事務官・技官）、年齢別、俸給表別・級別の職員数

○調査結果公表日 ②：平成19年9月27日（第20回委員会）

①、③：平成19年10月10日（第22回委員会）

4 国庫補助事業等に関する調査結果の公表について

○調査内容：国庫補助事業等に係る財産処分の取扱いについて、全国知事会の「分野別検討状況のまとめ」、全国市長会の「都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果」等で指摘がなされていることを踏まえ、その現状を調査した。具体的には、国庫補助事業等（地方公共団体が交付対象となり得るもの）に係る財産処分について、補助金適正化法に基づき各省各庁の長が行う承認手続を簡素化・弾力化する措置を講じている場合について調査を行った。

○調査結果公表日：平成19年10月31日（第25回委員会）

5 「中間的な取りまとめ」で示された改革の方向性に関する検討結果について

○調査内容：「中間的な取りまとめ」で示された個別の行政分野・事務事業の改革の方向性についての検討結果と、検討中又は今後検討を行う事項、何らかの見直し措置等を予定している事項がある場合、検討・見直し措置等を終える時期について、各府省からの回答を取りまとめた。

○調査結果公表日：平成20年4月8日（第41回委員会）

※ 平成20年1月末時点での検討状況についても調査、公表

○ 調査結果公表日：平成20年2月6日（第34回委員会）

6 都道府県から市町村への権限移譲について

○調査内容：市町村への事務移譲に係る取組状況、市町村への事務移譲で住民等から評価された主な事例、市町村への事務移譲に伴い生じた課題等の主な事例等について、各都道府県からの回答を取りまとめた。

○調査結果公表日：平成20年4月17日（第42回委員会）

7 地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査

○調査内容：各府省に対し、法令による義務付け・枠付けについて、存置を許容する場合のメルクマールに該当するかどうかの見解、該当しない場合の具体的な廃止案、存置する必要があるとする場合にはその理由などについて調査を行った。

○調査結果公表日：第2次勧告に向け回答内容を精査中

(注) それぞれの調査結果については、地方分権改革推進委員会ホームページ

(<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/kaisai/kaisai-index.html>)を参照。

地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方（抄）

— 地方が主役の国づくり —

（地方分権改革推進の基本原則等関連部分）

平成19年5月30日
地方分権改革推進委員会

1 地方分権改革の目指すべき方向性

（分権型社会への転換）

（略）

（地方の活力を高め、強い地方を創出）

（略）

（地方の税財政基盤の確立）

（略）

（簡素で効率的な筋肉質の行財政システム）

（略）

（自己決定・自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役に）

（略）

2 地方分権改革推進のための基本原則

（1）基礎自治体優先

補完性・近接性の原理にしたがい、ニアイズベターの観点に立って地方自治体、とくに基礎自治体を優先する。

（2）明快、簡素・効率

明快な国と地方の役割分担を確立するとともに、「官から民へ」の考え方にもとづき、国・地方を通じ、無駄と重複を排除した、簡素で効率的な行政を実現する。

（3）自由と責任、自立と連帶

地方の行政及び税財政の基盤を確立し、自由度を拡大して、地方自治体が責任をもって行政を実施するとともに、自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帶によって支え合う仕組みを実現する。

（4）受益と負担の明確化

（3）とあわせて、受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うようにする。

（5）透明性の向上と住民本位

情報公開を徹底して、行政の透明性を向上させるとともに、首長と議会がそれぞれの機能を十分に発揮することでガバナンスを強化し、また住民参加の促進やNPOなどとのパートナーシップを確立して、真に住民のための地方分権改革を実現する。

中間的な取りまとめ（抄） (地方分権改革推進の基本原則等関連部分)

平成19年11月16日
地方分権改革推進委員会

3 地方分権改革における基本姿勢の明確化

(2) 「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

「基本的な考え方」では、「地方が主役の国づくり」に向けて、5つの「地方分権改革の目指すべき方向性」と5つの「地方分権改革推進のための基本原則」を示した。

5つの「地方分権改革の目指すべき方向性」とは、①「分権型社会への転換」、②「地方の活力を高め、強い地方を創出」、③「地方の税財政基盤の確立」、④「簡素で効率的な筋肉質の行財政システム」、⑤「自己決定・自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役に」であり、5つの「地方分権改革推進のための基本原則」とは、①「基礎自治体優先」、②「明快、簡素・効率」、③「自由と責任、自立と連帯」、④「受益と負担の明確化」、⑤「透明性の向上と住民本位」である。

これら5つの方向性と5つの基本原則を踏まえ、「地方が主役の国づくり」を具体化するため、以下のとおり取り組むこととする。

(地方政府の確立のための権限移譲)

(略)

(完全自治体の実現)

(略)

(行政の総合性の確保)

(略)

(地方活性化)

(略)

(住民本位の自治と自治を担う能力の向上)

(略)

(3) 各府省の共通した主張に対する当委員会の考え方 … 地方分権への「懸念」の克服

地方六団体からの支障事例などに対する各府省の回答や委員会での主張において、国が直接権限を行使する理由、地方自治体の行政決定に対する関与を行わなければならない理由、あるいは遵守すべき全国統一的な基準を定めておかなければならぬ理由などが共通して示された。

当委員会としては、これらの多くの府省で共通した主張は、分権型社会にふさわしい国と地方の関係を踏まえた以下のような考え方から、いずれも本来地方自治体が自主的に判断を行うべき領域に国が介入することの理由とはならないと考える。

① 「統一性」の観点に対する考え方

地方自治体が行う事務については、国において事務処理の適正性を特に確保する必要があるものでも、法律などで明確な基準を定めていれば、国が個別に関与するまでもなく統一性が十分担保できるものと考える。

また、国が基準を定める場合であっても、全国ベースで統一性を確保しようとする範囲は極力限定的にすべきであり、あくまで基準は「標準を定めるもの」とし、地方自治体の創意工夫の余地を認める方式とすることが住民サービスの向上にもつながる。

地域的特性により事情が異なるなかで、形式的・画一的に措置することは、地方自治体による創意工夫の余地を狭め地方の活力を制約するとともに、住民との関係でも不公平を生む側面があることも否定できない。

また、「統一性」の確保とあわせて「セーフティネット」の必要性を主張するものが多い。これに対しては、「ナショナルミニマム」ではなく「ナショナルスタンダード」のレベルをセーフティネットとしていないかを検証する必要がある。また、地域的特性により事情が異なるなかで、全国均一の質でセーフティネットを確保すべき分野は限定的と考える。

② 「広域性」の観点に対する考え方

広域性の観点を重視し、国が直接実施したり、国が関与する仕組みにこだわることは、他方で、地方の現場の多様性や実情の違いを軽視し、地方の創意工夫を損なうことにつながる。

都道府県間の調整あるいは情報共有が難しいことを前提に、国が直接実施したり、国が関与するのではなく、都道府県を越えた広域調整の仕組みのあり方を積極的にまず模索すべきである。補完性の原理にもとづけば、地域の実情を熟知した地方自治体である市町村や都道府県で対応できる仕組みの構築を優先すべきである。さらに、国による広域調整がどうしても必要な場合であっても、協議や同意を義務付けるのではなく、相互に対等の政府間関係であることを前提とし、報告や届出にとどめて事後にチェックができるようにすることを基本とすべきである。

経済社会環境が大きく変化するなかでは、より地域に近いレベルで相互に調整する方が環境変化に伴う互いの事情やニーズも的確かつ敏速に認識しやすい。例えば、土地利用等地域の面的な取組みは、国ではなく地方自治体間相互の連携で対応することがより適切であると考える。

地方自治体が相互に調整し広域で連携する取組みが拡大し、各分野における実例も蓄積されてきている。この意味で、広域性の観点の必要性が直ちにそれを担う主体として国が不可欠であるとする理由にはならない。

③ 「専門性」の観点に対する考え方

本来、国においては、グローバル時代に対応する広い視野から専門性を発揮することが求められている。地域に関する行政は、専門的なものであっても可能な限り地方へゆだねるべきである。それが地方として専門性の向上に努める意欲を促すことにつながる。

専門性の観点から国が専属的に権限行使をする必要があると主張される場合があるが、地方自治体においても能力、設備面で専門性を確保することは可能である。仮に地方自治体において十分な専門性が確保できない場合であっても、専門性を有するとされる国の組織や職員を地方自治体に移管することによって対応することが可能である。また、専門性の観点から、地方自治体に対して特定の機関又は職を設置することを義務付ける必置規制が設けられることもある。そのような場合であっても、専門性を有する職員が地方自治体に配置されていれば足り、必ずしも「特定の機関又は職」である必要はない。

各府省に共通した以上の主張は、「二重行政」などと指摘される要因にもなっていると考えられる。「二重行政」の問題を考える場合も、財・サービスの供給者たる国の視点から考えるのではなく、住民のニーズに合ったものか財・サービスの受け手の視点から考える必要がある。

以上のとおり、国による直接実施や関与などが認められる場合は極めて限定的に解すべきであり、国の役割について決定的な論拠が示されないものについては、地域・住民から見た行政の重複を排除し、地方自治体の実質的な決定権限を高めていくべきと考える。

2 第2章関連

「認定こども園制度」について

第42回地方分権改革推進委員会
厚生労働省・文部科学省提出資料
(事務局でデータ等を更新)

「認定こども園」について

認定こども園制度は、少子化の進行や教育・保育に対するニーズの多様化に応えるため、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを、都道府県が認定

- ① 教育及び保育を一体的に提供
- ② 地域における子育て支援の実施

【認定件数の現状】(平成20年4月1日現在)

件数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定件数	229	104	76	35

これまでの連携方策

- 文部科学省と厚生労働省に「幼保連携推進室」を設置
- 関係者の研修会における業務説明、個別園の相談対応
- 認定こども園に関するパンフレット配布、ホームページの開設・更新
- 都道府県・市町村における認定こども園担当の窓口の一本化の推進 など

推進方策の取組

認定こども園制度の積極的な活用に向けて、次に掲げる枠組みの下、その推進方策に取り組んでいく。

1 検討体制の整備

認定こども園制度の推進方策について、文部科学省と厚生労働省が連携して検討を行うため、
両省局長を筆頭とした事務レベルの検討会議を立ち上げる。

2 検討の進め方

当面の検討の進め方としては、

- ① 制度創設から1年が経過し、現場における運用の実態等も見えつつあることから、地方公共団体をはじめ施設や保護者の要望や意見を把握し、認定こども園が一層積極的に活用されるよう、**実態調査を本年3月に実施**
- ② 上記検討会議でその調査結果等を分析しながら、「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間(H20-22)における**当面の改善方策について本年夏までに検討**

認定こども園に係る事務処理上の問題について

＜全国市長会「都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果」より＞

事例 1

「認定こども園」の実施

- 幼稚園と保育所では**保育時間や保育料に違い**がある。
- 会計処理についても、**幼稚園は学校法人会計、保育所は社会福祉法人会計**で処理しなければならないなど、事業を推進する上で不合理な事態が生じている。

事例 2

保育所施設内に幼稚園を移転して認定こども園（幼保連携型）の認定を受ける

- 既存の保育所施設内に幼稚園を移転し、幼保連携型の認定こども園の認定を受けようとする場合、**幼稚園及び保育所それぞれについて異なる手続が必要**である。
- 事務処理手続の一本化を図ることができないか。

(注) ①保育所の面積の一部の財産処分の承認
→都道府県福祉部局に申請
②新たな公立幼稚園の設置認可
→都道府県教育委員会に申請

幼稚園と保育所の比較

区分	幼 稚 園	保 育 所
【根拠】 施設の性格 根拠法令 目的	学校 学校教育法 「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」 (学校教育法第22条)	児童福祉施設 児童福祉法 「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育すること」 (児童福祉法第39条)
【サービス内容】 対象児 開設日数 保育時間 保育・教育内容	満3歳～就学前の幼児 39週以上（春夏冬休みあり） 4時間を標準 ※預かり保育を実施 幼稚園教育要領 (平成10年12月 文部省告示)	0歳～就学前の保育に欠ける児童 約300日 8時間を原則 ※延長保育、一時保育を実施 保育所保育指針 (平成11年10月 児童家庭局長通知)
【財源と利用料】 運営に要する 経費 保育料	私立（私学助成） 公立（交付税措置） 幼稚園ごとに保育料を設定 (所得に応じて就園奨励費を助成)	私立（国庫負担金） ※H19予算：3,127億円 (国1/2,都道府県1/4,市町村1/4) 公立（交付税措置） 市町村ごとに保育料を設定 所得に応じた負担
【その他】 入所 施設数 児童数	保護者と幼稚園設置者との契約 1万4千か所（H19.5現在） 国公立 5千か所 私立 8千か所 170万5千人 国公立 33万8千人 私立 136万8千人	市町村と保護者の契約(入所希望を配慮) 2万3千か所（H19.4現在） 公立 1万2千か所 民立 1万1千か所 201万5千人 公立 94万5千人 民立 107万1千人

保育に欠ける要件について

- 児童の保護者が仕事や病気等により子どもを保育することができず、かつ同居の親族等も保育できない場合。
- 政令(昭和23年制定)で定める基準に従い条例で規定。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

- 利用者からの申込に対して、要件に該当するかどうかを市町村が判断。

直接契約方式について

- 利用希望者が保育所に直接申込み、利用契約を結ぶ方式

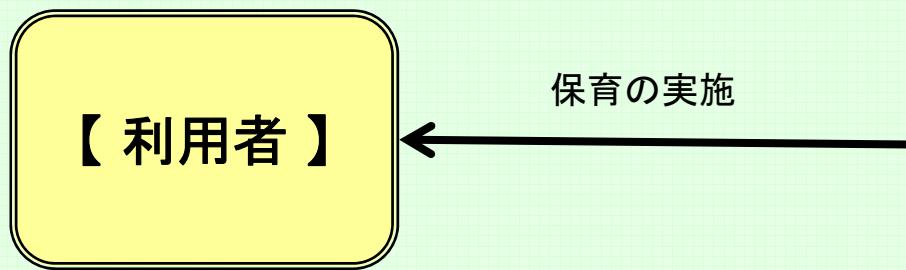
保育所について

保育所

日々保護者の委託を受けて、**保育に欠けるその乳児又は幼児**を保育することを目的とする施設
(児童福祉法第39条第1項)

対象及び手続き

対象:0歳から就学前の保育に欠ける児童



【認可保育所】 <認可は都道府県等が行う>

- 保育時間：原則8時間
- 児童福祉施設最低基準の遵守**
- 通常保育以外に 延長保育、休日保育、夜間保育等を行なう保育所もある。
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供

希望の保育所の申込
保育料の支払

【市町村】 <保育の実施責任あり>

- 「保育に欠ける」という要件の認定を行う。
- 希望が保育所の入所受入れ枠を上回る場合には、公平な方法で選考。

公立で実施又は民間委託
保育費用(運営費)の支払

「放課後子どもプラン」について

【基本的考え方】

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を予算に計上。
- 両省の補助金は国において交付要綱を一本化(放課後子どもプラン推進事業)し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

「放課後子どもプラン」の平成19年度予算のポイント

「放課後子どもプラン推進事業」

「放課後子ども教室推進事業」(新規) 【予算額:68.2億円 か所数:1万か所】

▼ すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等の取組を推進する。

- 地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3ヵ年計画)の取組を踏まえた事業の拡充(委託事業→補助事業へ)
- 学習支援の充実
学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実
- 次年度からの取組支援
- 放課後子ども教室を設置する際の備品購入費補助の創設

「放課後児童健全育成事業」の拡充 【予算額:158.5億円 か所数:2万か所】

▼ 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条の2第2項に規定)

- 基準開設日数(250日)の設定
- 必要な開設日数の確保
- 適正な人数規模への移行促進
- 新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増
- 既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助の創設

県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担

広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、市町村に県費負担教職員の人事権を移譲、給与負担者を一致



「県費負担教職員の人事権等の在り方に関する協議会」（文部科学省）において検討中

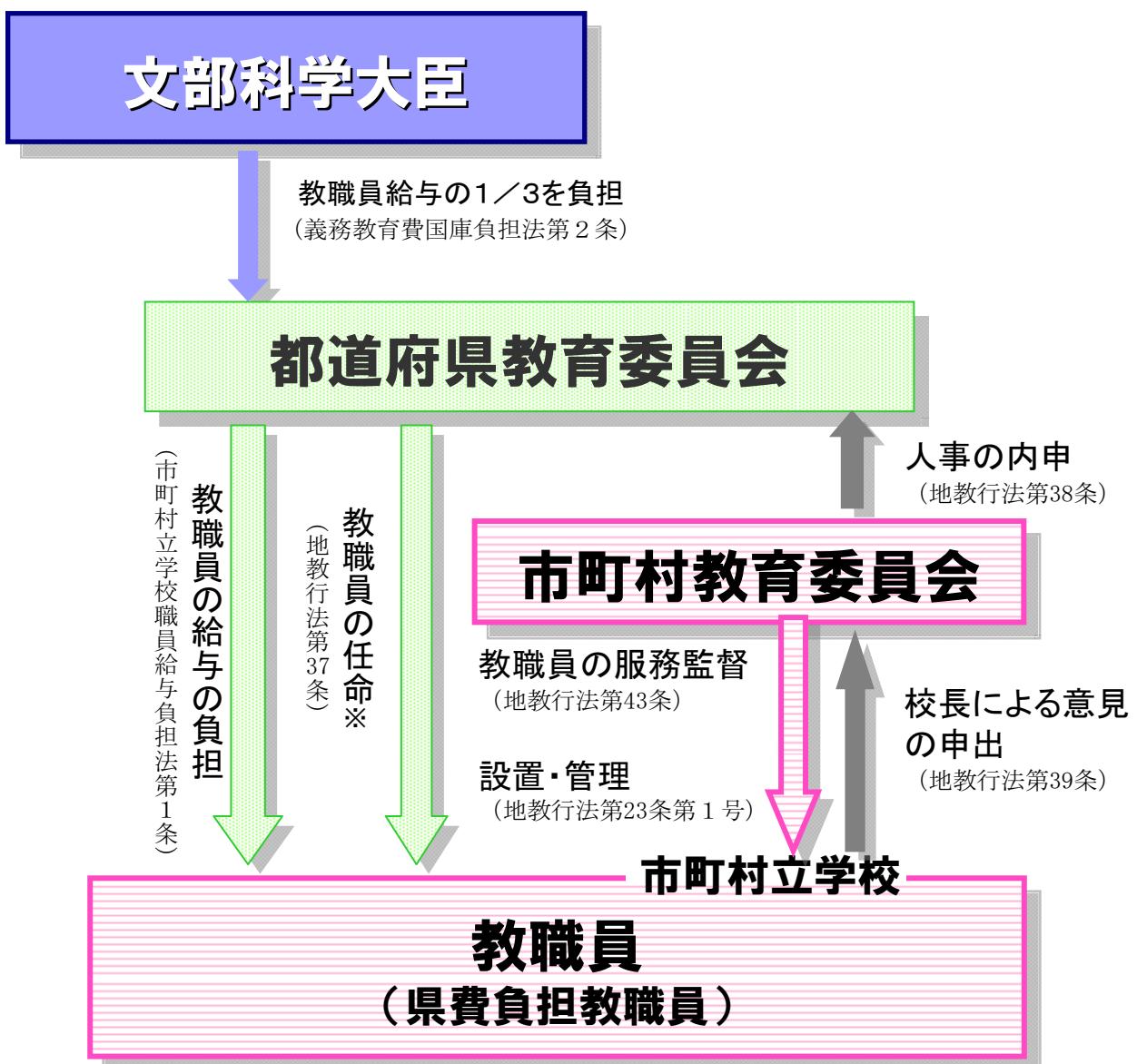
	人事権			給与負担
	任命権	服務監督権	研修実施義務	
都道府県	○		○	○
市 町 村	政令指定都市	○	○	○
	中核市	— ⇒ ○	○	— ⇒ ○
	上記以外の市町村	—	○	—

(備考)

- 1 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免等を行うこととされている。
- 2 県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととされている。

広域での人事調整
の仕組みの検討

県費負担教職員制度について



(注)地教行法…地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※例外として、政令指定都市は、自ら教職員の任命を行っている(給与は都道府県が負担) (地教行法第58条)

社会保障における地方分権の取組

- 社会保障分野においては、それぞれの事務事業の特質に応じて、国と地方の適切な役割分担を図ることにより、地方分権の推進に努力してきたところである。
- 医療分野においては、平成18年医療制度改革により、都道府県医療費適正化計画の導入や医療計画（都道府県が作成）の充実、都道府県単位の広域連合が財政運営を行う「後期高齢者医療制度」の創設を図るとともに、三位一体改革の中で国民健康保険における都道府県への財政調整権限の移譲を図るなど、都道府県単位を軸とした医療制度に向けての改革を行ってきた。
- 福祉分野においては、平成2年の福祉8法改正により市町村への大幅な権限移譲を行うとともに、介護保険の創設に当たっては市町村を保険者とし、その後も、保険者機能の強化など市町村の権限強化に取り組んできた。

年金	医療	福祉
○ 1986年 基礎年金導入	○ 1985年 医療法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画（都道府県が作成主体）の導入 	○ 1990年 老人福祉法等福祉関係8法律の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム等の高齢者・障害者関係施設の入所決定権を、都道府県から町村へ移譲 ・ 全市町村・都道府県が老人保健福祉計画を作成
○ 1999年 地方分権一括法成立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事への機関委任事務→国の直接執行事務 ・ 地方事務官→厚生労働事務官 	○ 2004～2006年 三位一体改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保において、都道府県に財政調整権限を移譲 	○ 1997年 介護保険法の成立（保険者は市町村）
○ 今後 被用者年金制度の一元化	○ 2006年 医療制度改革関連法成立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県医療費適正化計画の導入、医療計画の見直し等 ・ 都道府県単位を軸とする医療保険制度体系に向けての改革 <ul style="list-style-type: none"> * 国保において、保険財政共同安定化事業を実施（都道府県単位） * 広域連合（都道府県単位）が財政運営を行う「後期高齢者医療制度」の創設 	○ 2004～2006年 三位一体改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育所運営費の一般財源化 ・ 介護保険の施設整備補助金の一部廃止、一般財源化 ○ 2005年 介護保険法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者機能の強化、地域密着型サービスの創設 障害者自立支援法の成立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体を市町村に一元化 ○ 2006年 認定こども園制度の創設

生活保護制度の概要

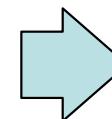
1 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

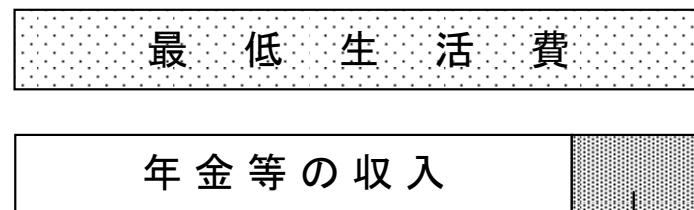
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇ 保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇ 保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

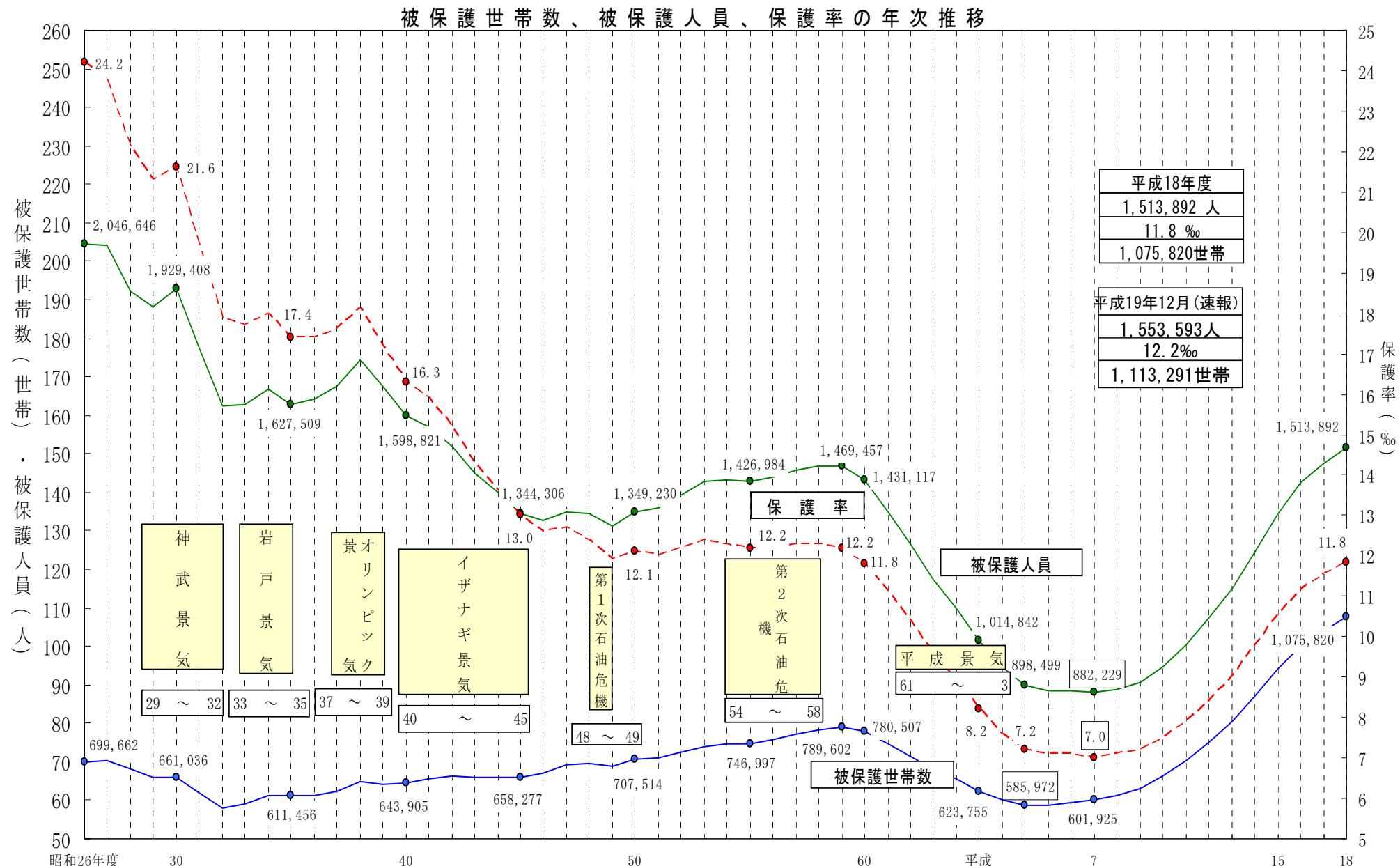
自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

2 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支 給 内 容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	<p>基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定）と ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。</p> <p>なお、特定の世帯については加算が上乗せされる。 → 母子加算、障害者加算等</p>
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	"
葬祭費用	葬祭扶助	"



資料：福祉行政報告例

保護費の構図 (平成20年度予算ベース)

保護費の総額及び扶助の種別等の構成



※国庫負担額は上記の3／4である。

児童福祉施設最低基準

○保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育サービスの質を確保する観点から、国として児童福祉施設最低基準を定めている。

[主な内容]

<職員配置基準>

・保育士

- | | | | |
|------|---------------|--------|------|
| ・0歳児 | 3人に保育士1人(3:1) | ・1・2歳児 | 6:1 |
| ・3歳児 | 20:1 | ・4歳以上児 | 30:1 |

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- ・0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所
→ 乳児室の面積：1.65m²以上／人 ほふく室の面積：3.3m²以上／人
- ・2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所

※屋外遊戯場については公園等の付近の代替施設でも可

→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98m²以上／人 屋外遊戯場の面積：3.3m²以上／人

※地域の実情に応じて、保育士の加配等の自治体独自の上乗せ措置も行われている。

老人福祉施設に関する基準(特別養護老人ホームの場合)

○特別養護老人ホームの最低基準は主に、

①人員、②施設設備、③運営について省令により定められている(法17条)。

○老人福祉法上、これらの基準については遵守義務(法17条2項)が課されており、都道府県知事には、それを維持するための立入り検査や改善命令等の権限が付与されている(18~19条)。

※介護保険との関係

介護保険法の規定する介護老人福祉施設は、「特別養護老人ホーム(定員30人以上)」であることが条件となっている。(介護保険法第8条24項)

【最低基準の内容】「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(省令)」

老人福祉法20条の5に規定する特別養護老人ホーム(従来型の場合)

①人員について

(1)医師 必要に応じ (2)生活相談員 入所者:生活相談員=100:1以上の比率で配置

(3)栄養士 1人以上 (4)機能訓練指導員 1人以上配置

(5)看護職員と介護職員 入所者:職員=3:1以上の比率で配置 (看護職員はさらに詳細積算あり)

(6)介護支援専門員 入所者:介護支援専門員=100:1以上の比率で配置 (7)施設長

②施設設備について

居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、看護職員室及び介護職員室、などを有すること。

さらに、居室については、○定員は4人以下 ○1人当たり床面積は10.65m²以上 ○ブザー設備 ○食堂及び機能訓練室の面積 3m²×入所者数 以上

その他 廊下幅 1.8m以上(中廊下は2.7m以上)、消火・非常災害設備を設置 など

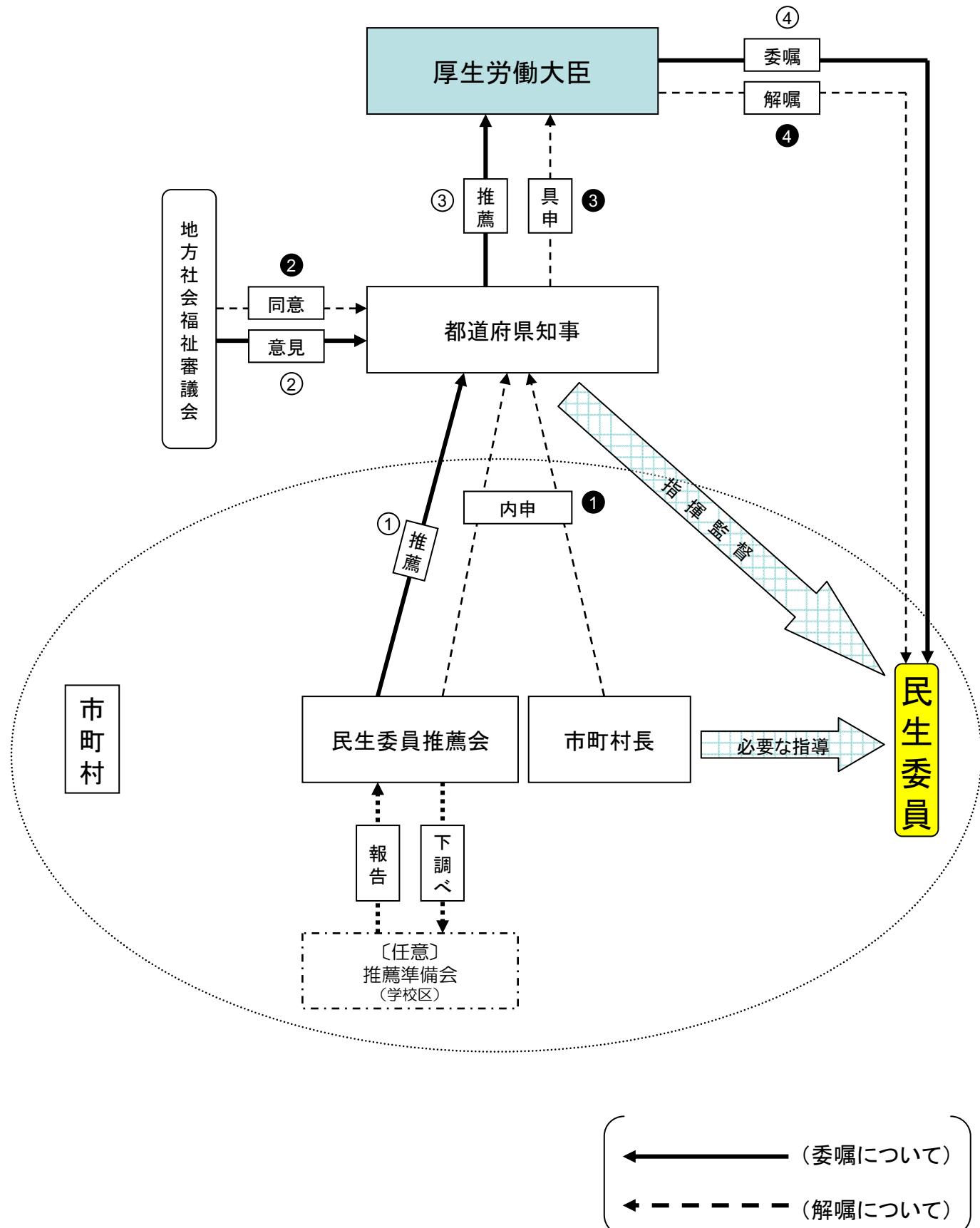
③運営について

・介護の方法(入浴の回数、自立排せつ援助等) ・入所者に応じた施設サービス計画の作成

・相談・援助(入所者及び家族に対する相談、適切な助言及び援助)

・機能訓練やレクリエーション行事等の実施 ・非常災害対策 など

民生委員・児童委員の委嘱等の流れ

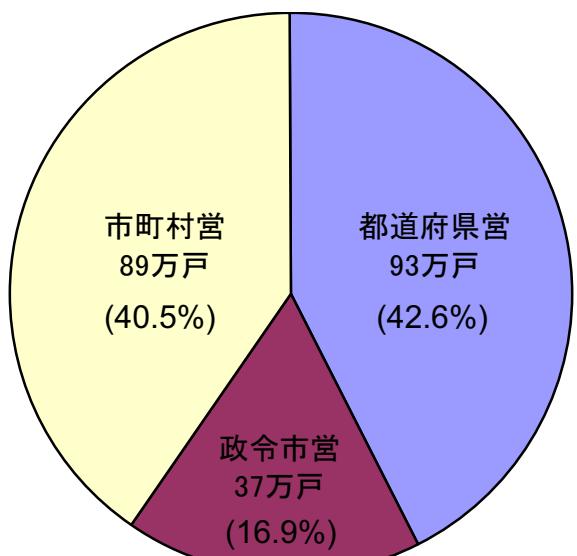


公営住宅の供給の状況

【ストックの状況】

公営住宅ストックは全体で約219万戸であり、うち都道府県営が約4割、政令市営が約2割、市町村営が約4割となっている。

・公営住宅ストックの事業主体別割合

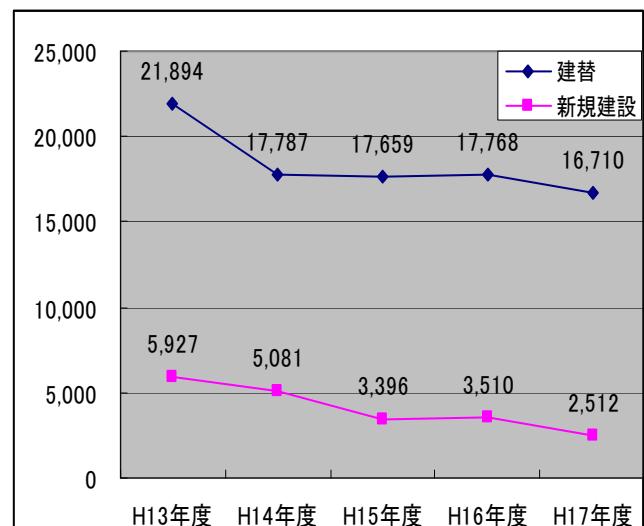


合計 219万戸

【整備の状況】

公営住宅の整備戸数は、近年は約2万戸程度で推移しており、うち8割強が建替によるものが占めている。

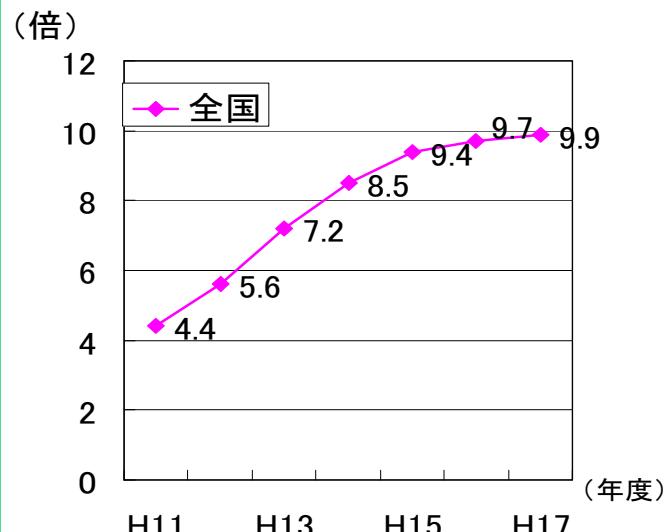
・公営住宅の整備戸数



【応募倍率】

公営住宅の応募倍率は、近年、大都市圏を中心に上昇傾向にあり、東京で32.1倍、全国平均で9.9倍(平成17年度)に達している。

・公営住宅の応募倍率



保健所長の資格要件に関する関係条文

○地域保健法（抄）

第十条 保健所に、政令に定めるところにより、所長その他所要の職員を置く。

○地域保健法施行令（抄）

（所長）

第四条 保健所の所長は、医師であつて、次の各号のいずれかに該当する法第五条第一項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員でなければならない。

- 一 三年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
 - 二 厚生労働省組織令第百三十五条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程（以下「養成訓練課程」という。）を経た者
 - 三 厚生労働大臣が、前二号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、法第五条第一項に規定する地方公共団体の長が医師をもつて保健所の所長に充てることが著しく困難であると認めるときは、二年以内の期限を限り、次の各号のいずれにも該当する医師でない同項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて保健所の所長に充てることができる。
- 一 厚生労働大臣が、公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有する者と認めた者
 - 二 五年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
 - 三 養成訓練課程を経た者
- 3 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、一回限り、当該期間を延長することができる。ただし、二年を超えることはできない。

都道府県労働局について

都道府県労働局
(47局)
(5, 646人)

機関数、定員は平成19年度末現在

1. 総合的な施策の企画、広報労働相談、個別労働関係紛争解決制度などの事務
2. 労働保険料の徴収などの事務
3. 事業場における監督指導、司法事件の捜査、労働時間等の設定改善などの事務
4. 労働災害防止、職業性疾病の予防などの事務
5. 被災労働者の社会復帰対策などの事務
6. 高年齢者・障害者など就職困難者に対する雇用管理の改善などの事務
7. 労働力需給調整事業に関する許可・届出、指導監督・相談などの業務
8. 男女雇用機会均等の確保、育児休業・介護休業制度等に関する指導、仕事と家庭の両立支援などの事務

労働基準監督署
(322署、4支署)
(4, 867人)

公共職業安定所
(461所、98出張所、17分室)
(12, 038人)

1. 事業場に対する監督指導、労働条件に関する申告・相談等の処理、司法事件の捜査、労働時間短縮の指導、各種の許可・認可などの事務
2. 労働災害防止・職業性疾病予防の指導、ボイラーやの落成検査等、災害調査などの事務
3. 労災保険の給付、労働保険料の適用などの事務

1. 職業指導・職業紹介などの事務
2. 求人受理、事業主指導などの事務
3. 雇用保険の適用、被保険者の資格取得・喪失などの事務
4. 雇用保険の受給資格の決定、失業の認定、失業給付の支給決定・支払いなどの事務

「独立行政法人整理合理化計画（別表）」（抜粋）

- 「独立行政法人整理合理化計画(別表)」(平成19年12月24日閣議決定)(抄)

雇用・能力開発機構

組織の見直し

【法人形態の見直し】

- 法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての**職業能力開発施設の設置・運営業務**について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するとの観点から、その**必要性について評価**を行い、その結果を踏まえ、**法人自体の存廃について1年を目途に検討**を行う。

【組織体制の抜本的見直し】

- 生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)については、廃止する。
- **職業能力開発総合大学校**については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等**運営の在り方を抜本的に見直す**。

国と都道府県の役割分担

※数値は平成19年9月1日現在

雇用・能力開発機構

※職業能力開発促進センター(62施設)

※職業能力開発大学校・短期大学校等(24施設)

雇用対策の観点から、**セーフティネット**としての離転職者の早期再就職を図るための職業訓練を行い、また、**高度・先導的な職業訓練を開発し、普及させる。**

離職者訓練

- ・主にものづくり分野を中心で民間にはできない訓練
- ・離職者の早期再就職を実現する訓練

(例) 金属加工科、電気設備科、生産システム技術科

○平成18年度受講者 約13万3千人

○就職率 → 81. 6%(施設内訓練) 68. 9%(委託訓練)

在職者訓練

ものづくり分野を中心に真に高度なもののみに限定した訓練

(例) チタンのTIG溶接施工と検査技術

○平成18年度受講者 → 約8万2千人

学卒者訓練

職業に必要な**高度で専門的かつ応用的な技能・知識**を習得させるための長期課程の訓練(高卒者等2年間)

(例) 生産技術科、制御技術科、電子技術科

○平成18年度受講者 約 8千人

○就職率 → 98. 3%

都道府県

※職業能力開発校(178施設)

※職業能力開発短期大学校(9施設)

地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握しつつ、これに対応した職業訓練を行う等、地域の実情に応じた職業能力開発を推進し、地方公共団体としての産業施策や福祉施策と一緒にとなり、関係機関との連携を図りつつ、雇用の創出や安定に向けた取組を実施する。

離職者訓練

地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した訓練

(主な訓練例) 溶接科、ビルメンテナンス科、造園科

(地域の実情に応じた訓練例)

旅館科・陶磁器製造科、造船溶接技術科

○平成18年度受講者数 約3万9千人

○就職率 → 75. 2%(施設内訓練) 65. 6%(委託訓練)

在職者訓練

地域の人材ニーズを踏まえ、地域の実情に応じた訓練

(主な訓練例) 電気工事科、機械製図科

(地域の実情に応じた訓練例) 酪農科、観光科

○平成18年度受講者数 → 約6万1千人

学卒者訓練

職業に必要な基礎的な技術・知識を習得させるための長期課程の訓練(高卒者等1年間、中卒者等2年間)

(主な訓練例) 建築科、機械加工科

(地域の実情に応じた訓練例)

ホテル・旅館・レストラン科、タオル技術科

○平成18年度受講者 約1万5千人

○就職率 → 92. 6%

土地利用の区域等の決定に関する国の関与の例

区分	都市計画法					農業振興法	森林法			自然公園法	自然環境保全法
内容	都市計画区域の指定・変更 (§ 5①)	都市計画地域の整備・開発及び保全の方針 (§ 6の2①)	区域区分 (§ 7①)	地域地区 (§ 8①)	地区計画等 (§ 12の4①)	都道府県農振地域整備基本方針の策定 (§ 4①)	地域森林計画の策定・変更 (§ 5)	保安林の指定・解除等		都道府県立自然公園特別地域の指定等 (§ 60①)	都道府県自然環境保全地域特別地区の指定等 (§ 46①)
							1～3号保安林				
							重要流域 (§ 25,26)	左以外 (§ 25の2,26の2)			
決定権	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	市町村	都道府県	都道府県	農林水産大臣	都道府県知事 (1号受託)	都道府県知事	都道府県
国の関与等の様態	協議+同意		国土交通大臣 (§ 5③)	国土交通大臣 (§ 18③)	国土交通大臣 (§ 18③)	国土交通大臣 (§ 18③)	国土交通大臣 (§ 22①)	農林水産大臣 (農用地確保、位置・規模) (§ 4⑤)	農林水産大臣 (保安林整備造林面積等) (§ 6⑤)	農林水産大臣 (§ 26の2解除)	農林水産大臣 (§ 26の2解除)
	大臣が同意するに際し協議		農林水産大臣 (§ 23①)	農林水産大臣 (§ 23①)							
	協議を受けた大臣が意見聴取		経産、環境、厚労大臣 (§ 23②③)	経産、環境、厚労大臣 (§ 23②③)							
	協議		農林水産大臣 (国交大臣同意のときを除く) (§ 23①)	農林水産大臣 (国交大臣同意のときを除く) (§ 23①)			農林水産大臣 (§ 4⑤)	農林水産大臣 (§ 6⑤)		関係地方行政機関の長 (§ 66①)	環境大臣 (§ 49①)
	協議を受けた大臣が協議						関係行政機関の長 (§ 4⑥)				関係行政機関の長 (§ 49②)
	助言・勧告						農林水産大臣 (§ 4④勧告)				
	報告						農林水産大臣 (§ 6⑥)				

※都市地域／都市計画法については都市施設（道路、公園、下水道等）を除く。

※国の全ての関与を記載しているものではない。

農地転用や開発行為の許可等（個別の土地に関する制限）に関する国の関与の例

区分	都市計画法	農業振興法	農地法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
内容	都市計画区域内の開発行為の許可 (§ 29①)	農用地区域内の開発行為の許可 (§ 15の2①)	農地転用の許可 (§ 4①)	民有林内の開発行為の許可 (§ 10の2①)	都道府県立自然公園地域内の行為規制 (§ 60①)	都道府県自然環境保全地域内の行為規制 (§ 46①)
決定権者	都道府県知事 市町村長*1	都道府県知事	都道府県知事 農林水産大臣	都道府県知事	都道府県	都道府県
国の関与等の態様	許可			農林水産大臣 (4 ha超) (§ 4①)		
	協議+同意					
	大臣が同意するに際し協議					
	協議			農林水産大臣 (2 ha超) (附則§ 2)		
	協議を受けた大臣が協議					
	助言・勧告					
	報告					

* 1：政令指定都市、中核市、特例市は全ての許可。特例条例で権限委譲した市町村については§ 34⑩を除く。

※国の全ての関与を記載しているものではない。

都道府県の都市計画に対する国の関与について

- 国は、都道府県が定める都市計画のうち、国の利害に重大な関係があるものや国土政策に関するものに限定して、「国の利害との調整を図る観点」から調整を実施
- 具体的には、①区域区分、②国道等一部の都市施設、③三大都市圏等の区域に係る都市計画について調整を実施

①関与の観点の明確化 国の利害との調整を図る観点

②関与の範囲の限定

<区域区分>

市街化区域に編入されると、

- ①国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施が必要
- ②国の食糧政策等農政との調整
- ③空港等の国の設置施設への影響が発生

区域区分が適切か国が確認

(例)
国設置空港の周辺で市街化が図られる場合には騒音等との調整が必要

<国道等一部の都市施設>

国道等に関する都市計画については、ネットワーク性が確保されない場合、国の根幹的な物流や人流に支障が生じるおそれ

国道等、国の整備する施設が適切に定められているかを国が確認

(例)
国道の幅員が都道府県境で不整合が生じないよう調整が必要

<三大都市圏等の国土政策上重要な区域に係る都市計画>

各都市圏の中核的な都市の整備状況は、都市圏全体、ひいては国土全体の整備に影響

国土政策上の観点から国が確認

(例)
大都市圏において住宅地などが適切に確保されず、通勤通学等国民生活に支障がないよう調整が必要

市町村の都市計画決定に対する都道府県の関与の必要性について

○ 市町村の都市計画決定の際には、例えば、

- ①周辺市町村の都市構造に影響を与える大規模な集客施設の立地等について広域の見地や、
- ②都道府県が決定する道路、下水道等と市町村が決定する道路、下水道等との適切な総合性・一体性が確保されるように両者間の適合を担保する見地から調整が図られることが必要である。

都市計画は、「まちづくりの現場」に最も近い市町村が中心的な決定主体

その上で、周辺市町村に影響を与える都市計画については、協議同意を通じて都道府県が広域的な調整を図ることが必要。

①市町村の定める都市計画間の適合の確保

②周辺市町村に及ぼす影響の調整

例) 大規模商業施設の適正立地の確保

都市構造に広域的に影響を与える大規模商業施設の立地については、周辺市町村への影響を含めた広域的な考慮が必要

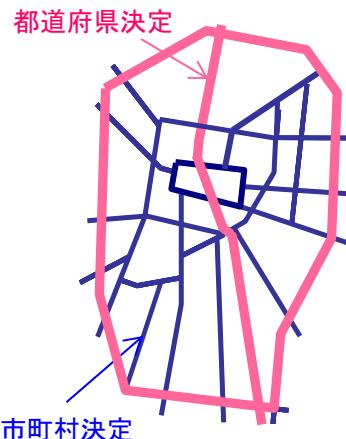
→ 都市計画変更が行われる際に、都道府県が関係市町村から意見を聴取し、広域的な調整を実施



利害の対立する市町村同士間における水平的な調整は困難

都道府県の定める都市計画と市町村の定める都市計画の適合を確保

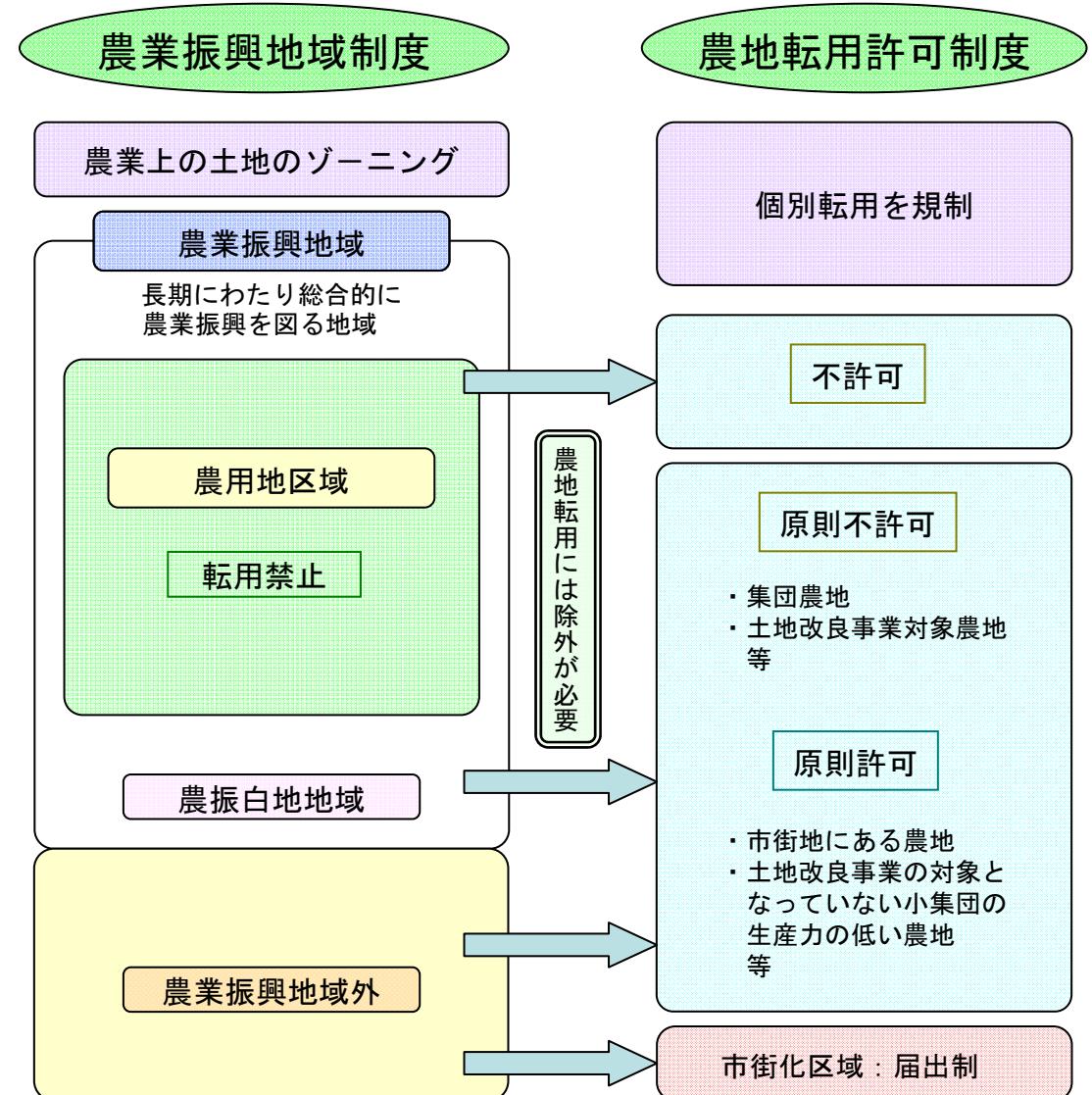
例) 都道府県が決定する道路、下水道等と市町村が決定する道路、下水道等で適切に総合性・一体性が確保されているかを考慮



農業振興地域制度及び農地転用許可制度の概要

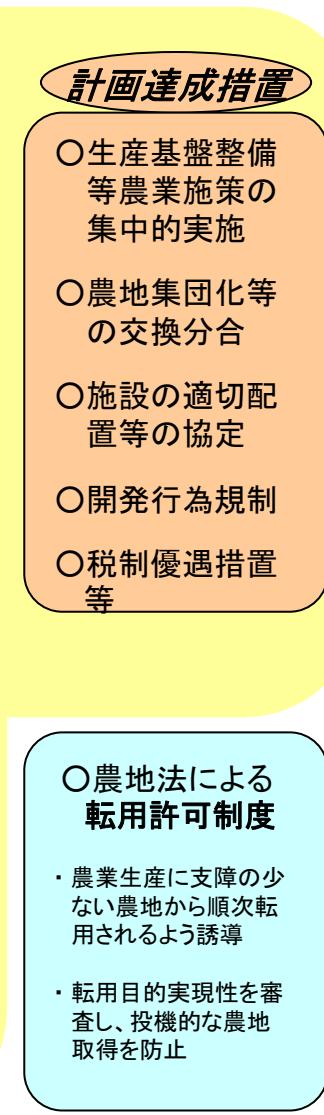
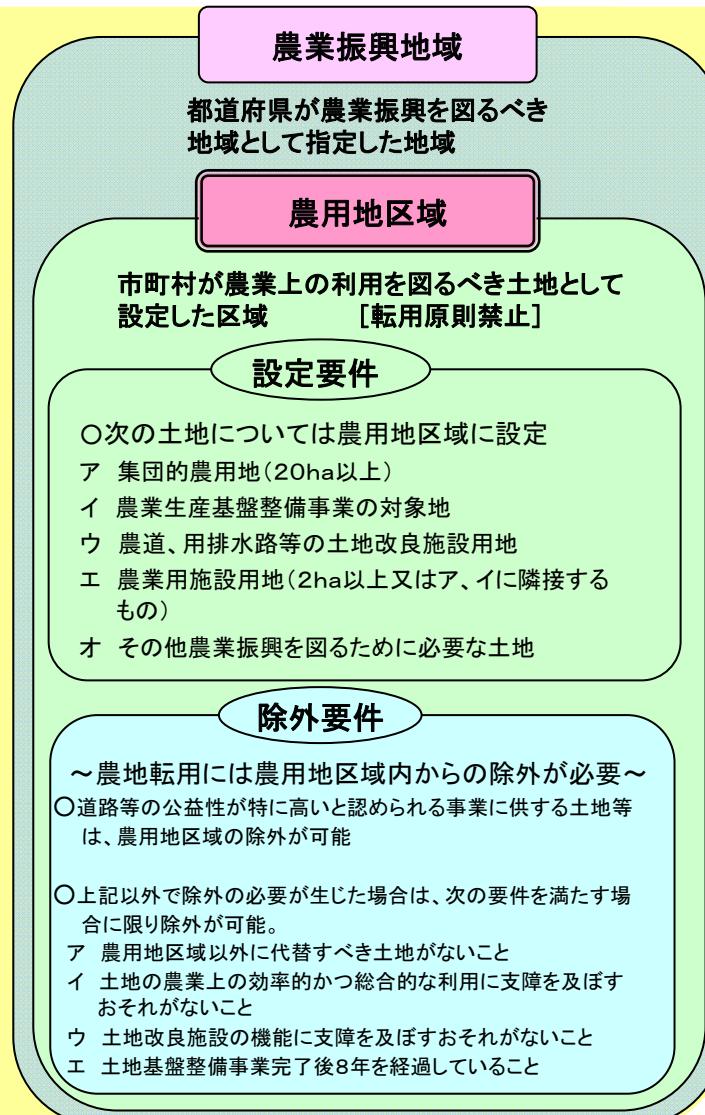
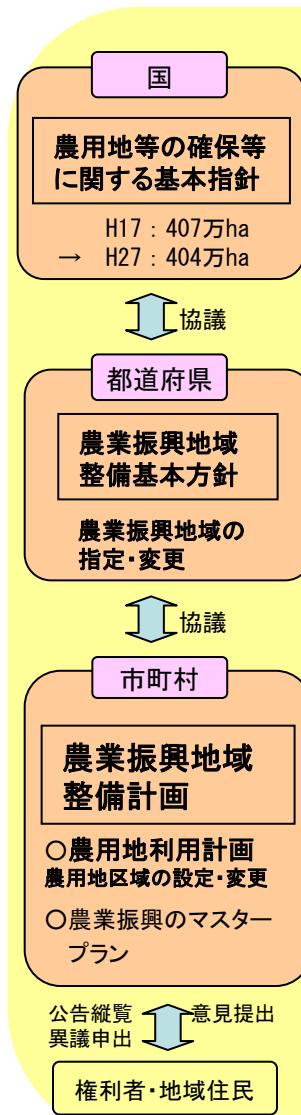
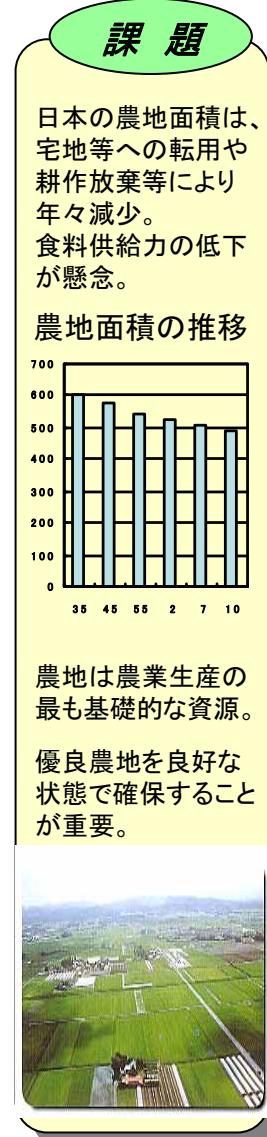
- 国民への食料の安定供給を確保するために
は、優良農地の良好な状態での確保が重要
- 一方、我が国は、国土が狭小で、かつ、高
密度な経済社会。このため、国土の計画
的・合理的な利用を促進することも重要な
課題

- 優良農地の確保・保全とともに、農業振興
施策を計画的に実施するため、農業振興地
域制度で優良農地をゾーニング。
- 農地転用許可制度により、個別にその優良
性や周辺の土地利用状況等により農地を区
分し、農地転用を農業上の利用に支障が少
ない農地に誘導



現行の農業振興地域制度の概要 – 農振法 –

目的：農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与する。



効果

優良農地の確保・農業の振興

農地転用許可制度の基本的な仕組み ー 農地法 ー

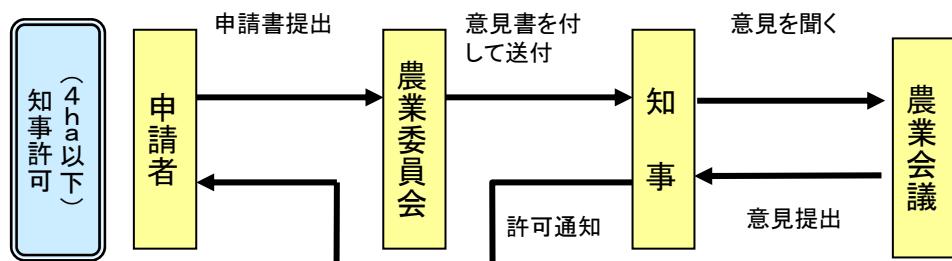
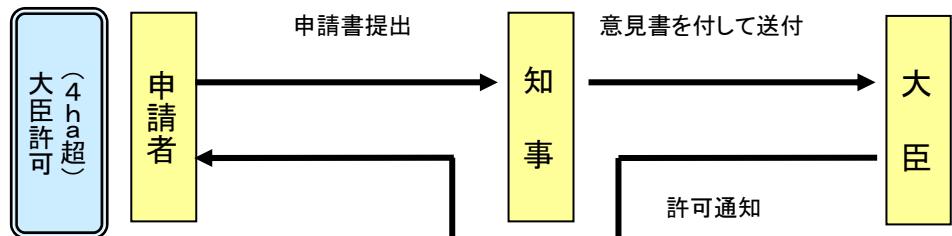
農地転用許可制度の概要

- 農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るもの
 - ・ 農地を転用する場合又は農地を転用するために所有権等の権利を設定若しくは移転する場合には、都道府県知事の許可(農地が4haを超える場合には農林水産大臣の許可)が必要
 - ・ 市街化区域内の農地を転用する場合には、農業委員会にあらかじめ届出を行えば許可不要
 - ・ この許可等を受けないで権利の設定又は移転は効力を生じない
 - ・ この許可等を受けないで転用した場合には、工事の中止や原状回復等の命令がなされたり、罰則(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)の適用がある
 - ・ 国、都道府県が転用する場合、市町村が土地収用法等対象事業に転用する場合等は許可不要

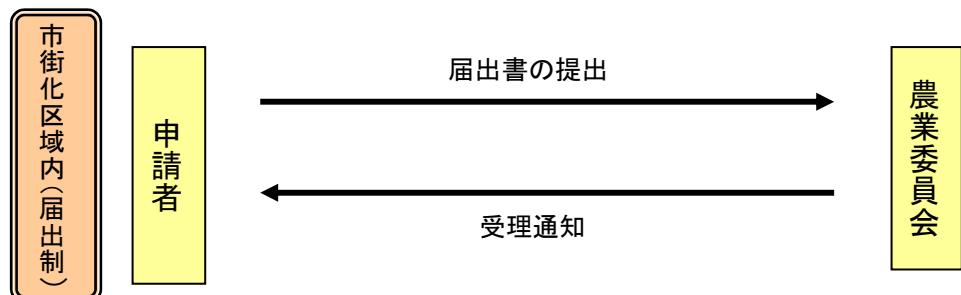
	許可が必要な場合	申請者	許可権者
第4条	農地を転用する場合 (自己転用の場合)	転用者 (農地所有者)	都道府県知事 農地の転用面積が 4haを超える場合は農林水産大臣 (農工法等の地域整備法※に基づく場合を除く。)
第5条	転用するために農地採草放牧地の権利の設定移転をする場合	譲渡人と 譲受人	

※地域整備法:農工法、リゾート法、多極分散法、地方拠点法

許可等の手続きフロー

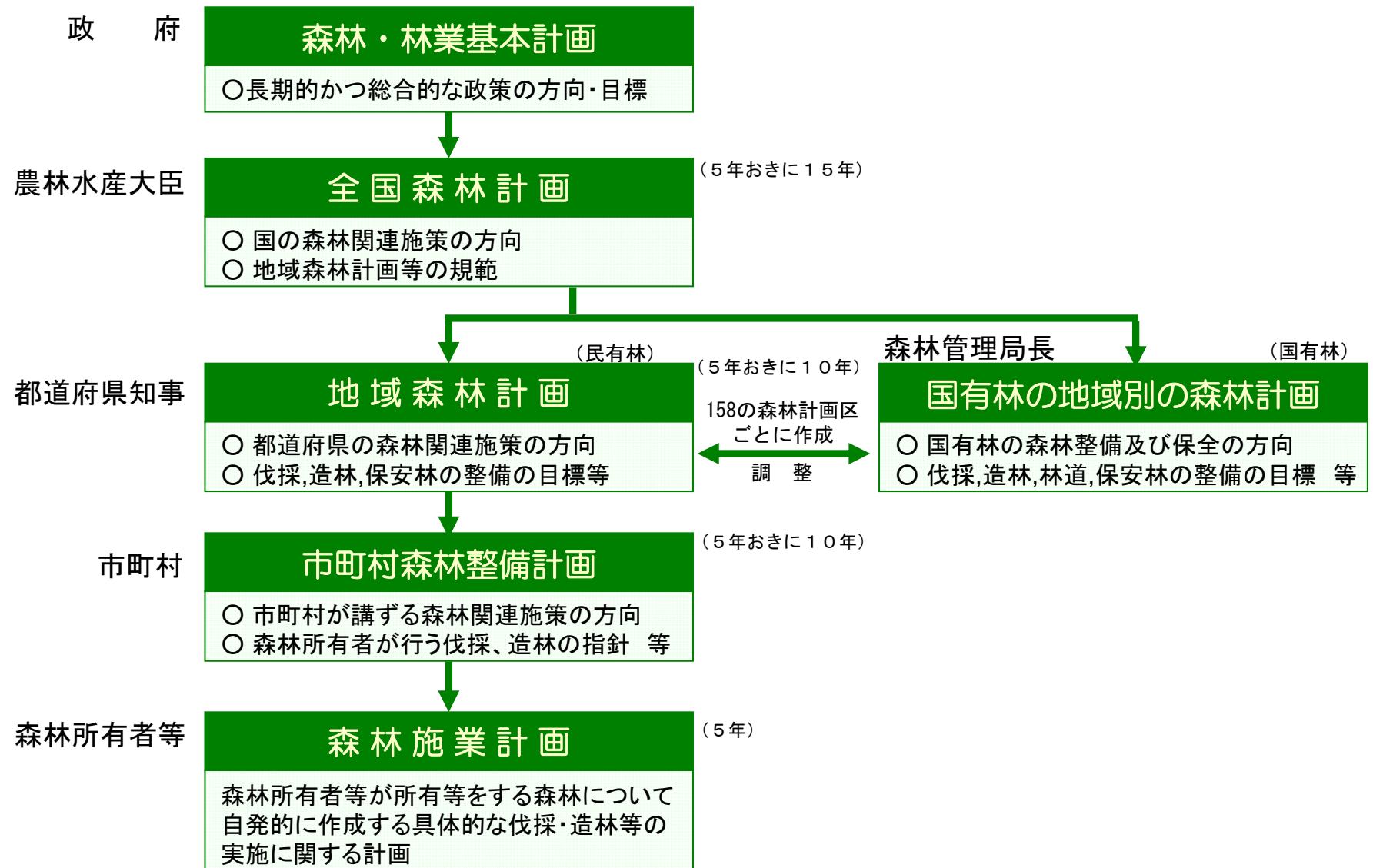


(2~4haの転用について知事が許可しようとするときには大臣と協議)



森林計画の体系

森林計画は国から森林所有者まで様々なレベルで系統的に作成されます。



保安林制度

森林法に基づく制度の概要

種類別の面積

指定の考え方

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の
公共の目的を達成するため必要があるとき

法25条～25条の2

指定権者

農林水産大臣又は都道府県知事が保安林として指定
伐採の方法・限度、必要な植栽の方法等について指定施業要件を定める

法27条～33条

行為制限

- 立木の伐採には知事の許可が必要
(間伐及び人工林の択伐は届出)
- 伐採跡地には必要な植栽をしなければならない
- 土地の形質の変更等には知事の許可が必要

法35条、地方税法等

優遇措置等

- 損失補償
- 税制上の優遇措置等

監督処分

違反

中止命令、造林命令、復旧命令、植栽命令

法38条

解除

- 指定の目的が消滅したとき
- 公益上の理由により必要が生じたとき

法26条～30条の2、
32条～33条

保安林種別	面積(千ha)
水源かん養保安林	8,870
土砂流出防備保安林	2,493
土砂崩壊防備保安林	57
飛砂防備保安林	16
防風・水害防備・潮害防備・干害防備・防雪・防霧保安林	253
なだれ防止・落石防止保安林	21
防火保安林	0
魚つき保安林	54
航行目標保安林	1
保健保安林	696
風致保安林	28
合計	11,763

(18年度末。重複のため計は一致しない)

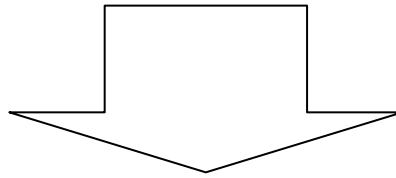
全森林の47%が保
安林

直轄国道の見直しの方向性(1)

○基本的な考え方

- ・国民に対して、道路交通サービスを責任もって提供するためには、整備と管理を分離することは非効率であり、同一の主体が行うべき
- ・全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、国が整備と管理に責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し



社会情勢の変化

○見直しの考え方

- 国が責任を持つべき道路…(1)高規格幹線道路
(2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路
(3)重要な港湾・空港と(1)、(2)の道路との間を効率的・効果的に連絡する道路
- 都道府県等への移管対象となる道路…主に地域内交通を分担する道路
(直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補)

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の道路に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県等の意見を聞くなど手続きを踏んで移管
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

直轄国道の見直しの方向性(2)

直轄国道の要件

(合計:約21,500km)

(1) 高規格幹線道路の区間

対応(案)

引き続き直轄管理

(2) 県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

引き続き直轄管理

直轄区間要件の適用の厳格化

以下の要件に該当する区間が都道府県等への移管候補

- 基準① 同一都府県内に起終点がある区間
- 基準② バイパスの現道区間
- 基準③ その一部が都道府県等管理となっている路線の区間
- 基準④ その他重要都市の要件を厳格に適用する区間

→ 直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補

関係都道府県等の意見を聴いた上で移管

広域的な交通の状況や災害時における高速交通の代替機能等について十分配慮しつつ、都道府県等と調整

事業中の箇所もあることから、移管の時期や方法について検討

(3) 重要な港湾・空港と(1)、(2)を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

引き続き直轄管理

直轄区間の要件

高規格幹線道路の区間

一般国道の位置付けを変えずに、従前と同様の管理水準を維持するための財源等を措置

県庁所在地や空港などの重要都市・重要経済施設の間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

都道府県庁所在地

人口おおむね30万人以上の市

人口おおむね10万人以上の市
(昼夜間人口比1以上)等

重要な港湾・空港と重要都市を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

移管対象候補

国から地方へ移管

主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として移管

左記要件の適用を厳格化し、移管する基準

同一都府県内に起終点がある区間

バイパスの現道区間

その一部が都府県等管理となっている路線の区間

「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」(道路法施行規則第1条の2)の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間

計：約 21,500km

(注)道路延長は概数。

道路種別ごとの事務区分

道路の種類		定義	道路管理者	事務区分
高速自動車国道		自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、国の利害に特に重大な関係を有する道路	国土交通大臣 (有料区間は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社が代行)	—
一般国道	指定区間内	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路	特に重要な都市を効率的・効果的に連絡するなど、一定要件に該当する区間	国土交通大臣 (市町村が一定の日常行為) ※1
	指定区間外		指定区間内国道以外の区間	都道府県及び指定市 (指定市以外の市) ※2 (指定市以外の市町村が歩道の新設等に係る代行可能) ※3
都道府県道		地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路	都道府県及び指定市 (指定市以外の市) ※2 (指定市以外の市町村が歩道の新設等に係る代行可能) ※3	法定受託事務 自治事務
市町村道		市町村の区域内に存する道路	市町村	自治事務

※1 市町村は、国と協定を結ぶことにより、一定の範囲内の歩道の植樹及び照明の管理等を行うことができる。

※2 指定市以外の市は、都道府県に協議し、その同意を得て、道路管理者となることができる。

※3 指定市以外の市町村は、都道府県に協議し、その同意を得て、歩道等の新設、改築、維持又は修繕を行うことができる。

都道府県道の町村による管理について

- 地域住民の安全性や利便性の向上、快適な生活環境の確保を図るため、平成19年に道路法を改正し、都道府県道等における歩道等の管理を町村でも行うことができるよう措置したところ。
- 市においても、道路法第17条第2項の特例を活用して都道府県道の管理を行っている実績は必ずしも多くないが、町村のニーズや現行の道路法の特例の活用状況については今後とも十分確認

【道路法第17条第2項の特例を活用して 都道府県道の管理を行っている市】

①全国の市 の数 (除:指定 市)	②特例を活 用している 市の数	③特例を活用 している市の割 合	④特例を活用して いる市の平均標 準財政規模
765	7	0. 9%	186億円

(注)①:19年10月現在 ②:19年7月現在

④:総務省「平成17年度市町村別決算状況調」に基づく。(18年3月現在)

①全国の都道 府県道の延長	②特例を活用し、 市が管理を行っ ている都道府県 道の延長	③全都道府県道の延長 に占める特例を活用して 市が管理を行っている延 長の割合
129, 139km	147km	0.1%

(注)①:国土交通省「道路統計年報2006」に基づく。(平成17年4月現在)

②:平成19年7月現在

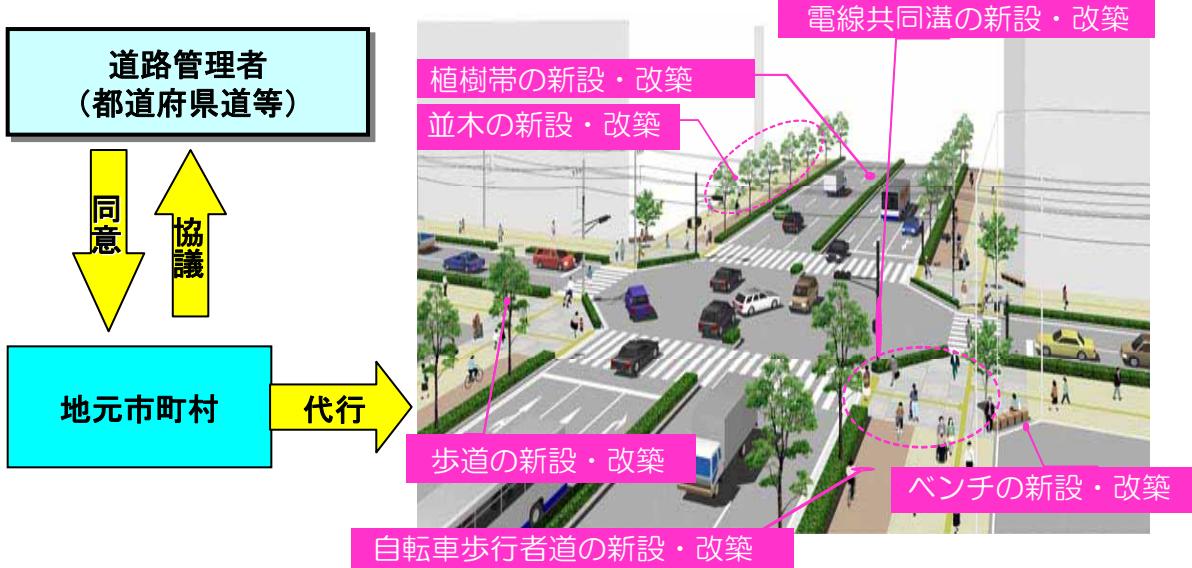
【市と町村の財政力の比較】

	標準財政規模
市平均	216億円
町村平均	36億円

(注)市平均は指定都市以外の市の平均

【指定市以外の市町村による管理の特例】 (平成19年3月の道路法改正にて制度創設)

指定市以外の市町村は、都道府県に協議し、その同意を得て、都道府県道等の歩道等の新設、改築、維持又は修繕を行うことが可能となるように措置したところ。

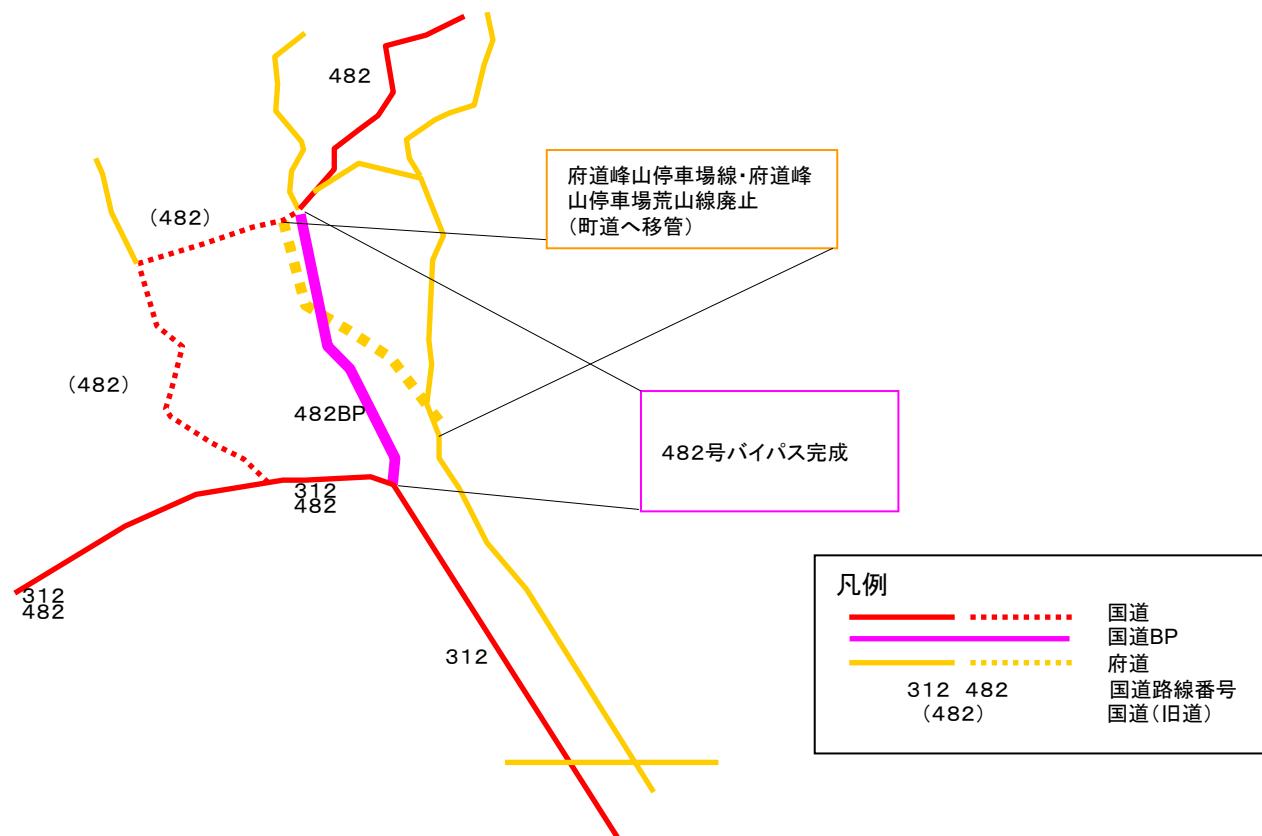


都道府県道の認定等の際の国との協議の必要性について

- 高速自動車国道、一般国道及び都道府県道は、これらが相互に相まってはじめてその機能が効率的に発揮されるものであり、相互に密接に関連
- 国との協議を廃止した場合、例えば、都道府県道が廃止される際の一般国道を含めたネットワークとしての機能をどのように維持するかについて、国と都道府県との間で十分な調整が確保できなくなるおそれがあるため、国との協議は必要

【都道府県道として廃止される区間が存する場合において道路のネットワークとして問題がないか確認した事例】

- ・ 京都府道峰山停車場線及び同府道峰山停車場荒山線（京丹後市）の路線廃止について、路線に並行して国道バイパス（482BP）が整備されたため、廃止しても当該地域のネットワーク上支障が無いことを確認

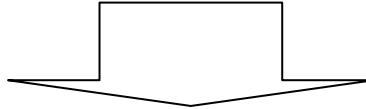


一級河川の見直しの具体的な方向(1)

○基本的な考え方

- ・河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること等を目的として行われるべきものであり、国は国民の安全、安心の確保について責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し



社会情勢の変化

○見直しの考え方

「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管

ただし、以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

- 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
- 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
- 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系

⇒一つの都道府県で完結する一級水系53のうち40%程度が移管候補

※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の河川に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県知事の意見を聞くなど河川法の手続きを踏んで移管
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

一級河川の見直しの具体的な方向(2)

対応（案）

○一の都道府県で完結する53水系

⇒できる限り都道府県に移管

※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要

⇒ただし、以下のような観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

- 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
 - 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
 - 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系
- } 60%程度

⇒都道府県への移管候補は、40%程度

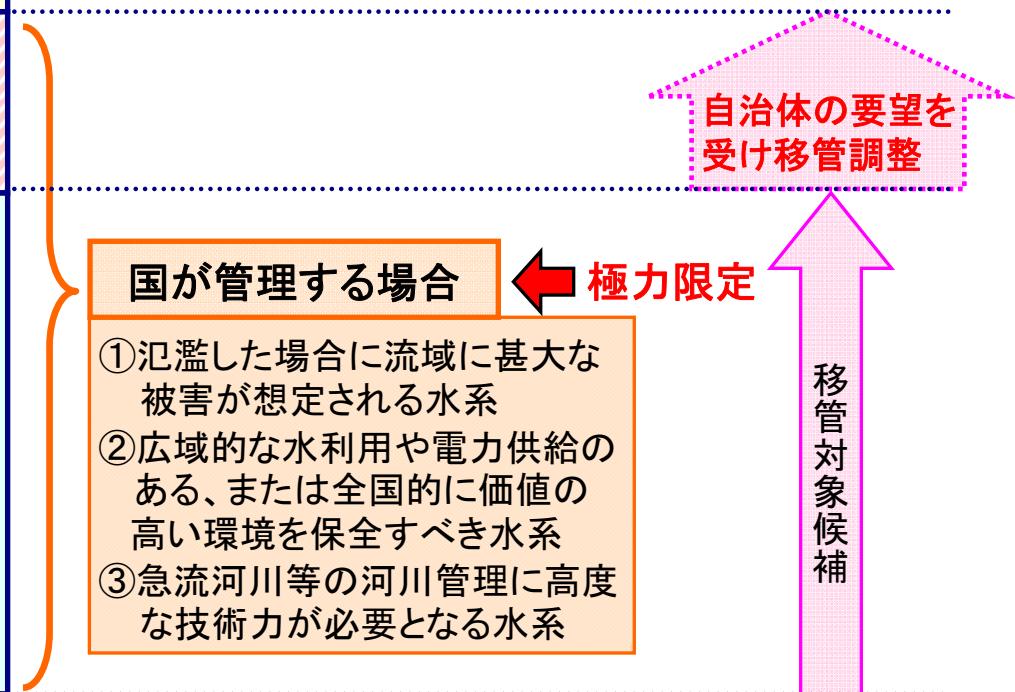
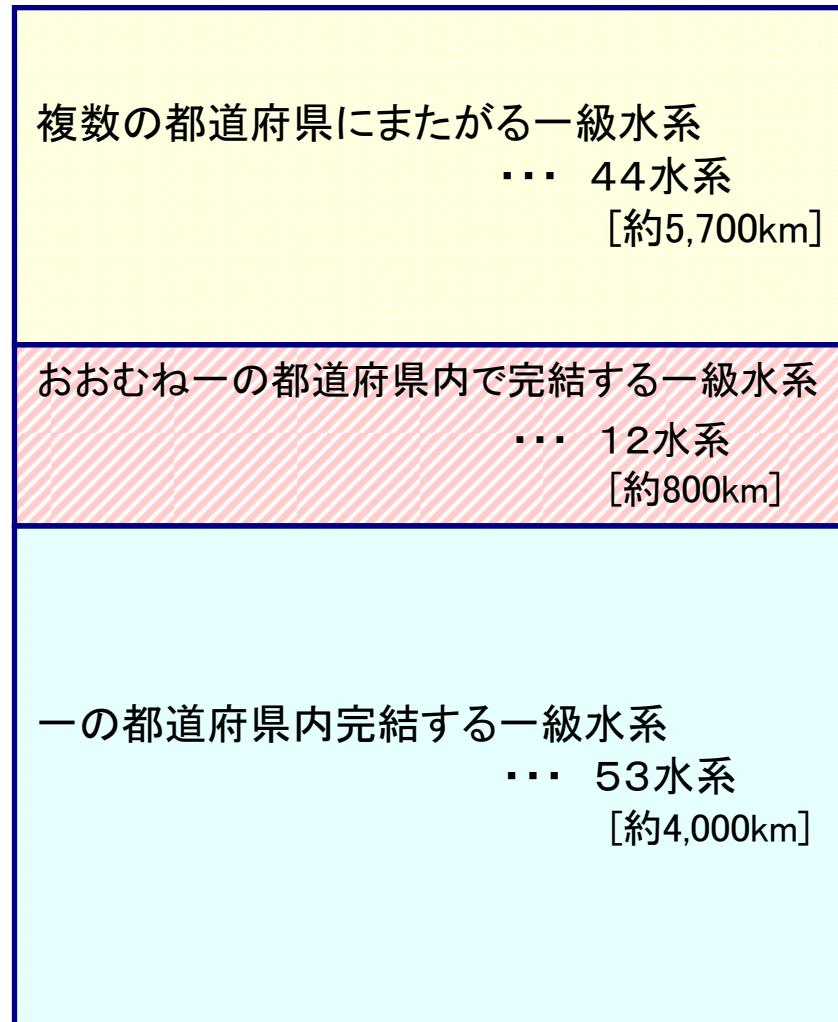
留意事項

個別河川の地方への移管に当たっては、

- ①技術力、財政力等に不足のある団体に代わって国が整備を行う仕組み（いわゆる権限代行制度）の整備
- ②現在直轄事業中の箇所もあるため、河川整備の進捗に対応した段階的な移管

を行うことが必要

- 水系の一貫管理の理念からすれば、国管理区間の間にある都道府県管理区間（いわゆる中抜け区間）のうち、河川管理上支障がある区間の直轄管理についても検討



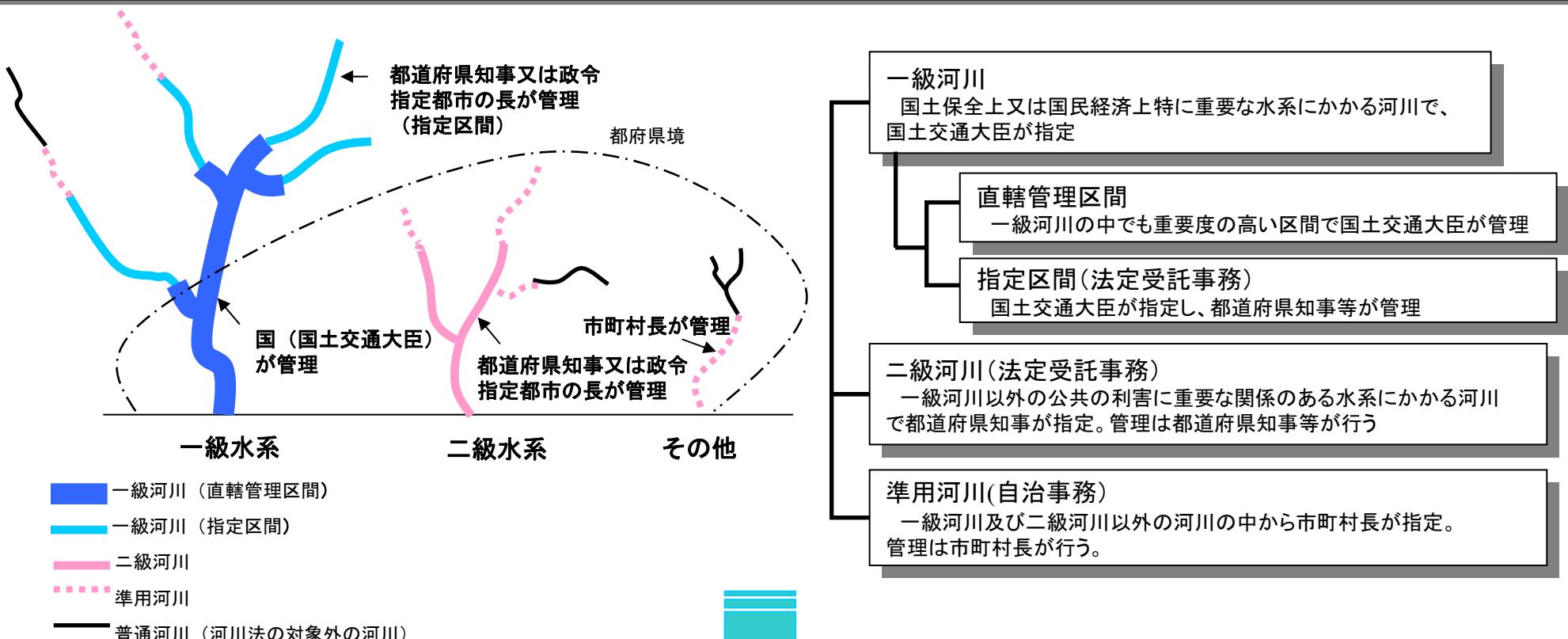
計：109水系
[約10,500km]

一級河川の位置付けを変えずに、従前と同様の管理水準を維持するための財源等を措置

(注) []内は、直轄区間の延長。数値は概数。

河川管理における国と地方の役割分担

- 河川法が対象とする河川は、その重要度に応じて一級河川及び二級河川に区分。国土交通大臣(地方整備局長等)と都道府県知事等が、それぞれ役割分担し、適切に管理。
- 国(地方整備局長等)は、一級河川のうち、特に重要度の高い区間を管理。
- 一級河川及び二級河川以外の小規模な河川については、二級河川の規定を準用する制度により市町村長が管理(準用河川)。

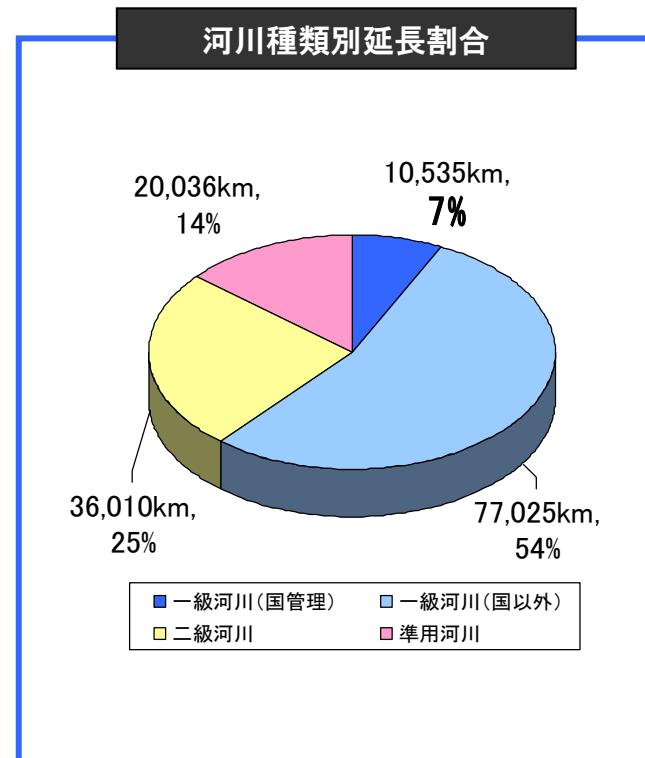


河川及びその区間にごとに、それぞれ国及び地方が分担して管理

一の都道府県内で完結する一級河川の管理について

【総論】

- 国の直轄管理区間については国土保全上又は国民経済上特に重要な水系にかかる河川で特に重要度の高い区間(河川延長のうち7%)を直轄管理区間としており、一の都道府県内で完結する水系(一級水系109水系のうち、53水系)であっても、洪水被害による経済活動の麻痺による影響が大きく、国として看過できない地域を含む場合等においては、国による直轄管理が必要となる。
- 災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守るために、大規模災害時の危機管理だけでなく、災害を未然に防ぐ予防対策が不可欠。
- このため、一の都道府県内で完結する河川についても、平時の河川管理を切り離しては本来の河川管理の目的は果たせない。



- 同一都道府県内であっても国による管理が必要な河川**
- ・洪水被害による社会経済の麻痺が国に与える影響が大きく、国として看過できない地域を含む場合
 - ・都府県を越えた水利用(他都府県への導水、水力発電による送電等)を行う場合
 - ・急流河川、軟弱地盤、河口閉塞、土砂移動等の河川管理に高度な技術力と莫大な財政力が必要となる場合
- 災害の未然防止と平時の河川管理は切り離せない**
- ・災害を未然に防止するためには、平常時から災害時を想定しつつ、河川の整備・点検を行い、河川の状態を常時的確に把握していることが必要であり、これより被災状況の把握・情報提供、資機材や技術者の派遣、河川の特性に応じた応急対策・復興工法の実施等、災害時の迅速で的確な対応も可能となる。
 - ・このため、一の都道府県内で完結する河川についても、平時の河川管理を切り離しては本来の河川管理の目的は果たせない。

一級河川の分類

(km)

	水系数	指定区間外 (直轄区間)延長	指定区間延長	河川延長計	幹川流路延長
【1】一の都道府県内で完結するもの	53	4,039 (38%)	19,466 (25%)	23,505 (27%)	4,447 (38%)
【2】わずかに複数の府県にまたがるもの	12	847 (8%)	6,861 (9%)	7,709 (9%)	1,159 (10%)
小計【1】+【2】	65	4,886 (46%)	26,327 (34%)	31,213 (36%)	5,606 (48%)
【3】複数の都府県にまたがるもの	44	5,694 (54%)	50,656 (66%)	56,350 (64%)	6,145 (52%)
合 計【1】+【2】+【3】	109	10,581 (100%)	76,983 (100%)	87,564 (100%)	11,751 (100%)

※【1】のデータは平成19年4月時点
 ※【2】、【3】のデータは平成13年4月時点

【1】一級河川のうち、一の都道府県内で完結するもの<53水系>

	名称	都道府県	幹川流路延長 (km)	指定区間外(直轄 区間)延長(km)	指定区間延長 (km)		名称	都道府県	幹川流路延長 (km)	指定区間外(直轄 区間)延長(km)	指定区間延長 (km)
1	天塩川	北海道	256.0	311.5	1,050.5	28	豊川	愛知県	77.0	45.9	191.4
2	渚滑川	北海道	84.0	24.5	164.8	29	鈴鹿川	三重県	38.0	41.2	205.1
3	湧別川	北海道	87.0	31.5	189.7	30	櫛田川	三重県	87.0	35.6	202.0
4	常呂川	北海道	120.0	99.8	321.0	31	宮川	三重県	91.0	22.6	282.7
5	網走川	北海道	115.0	65.7	199.8	32	揖保川	兵庫県	70.0	66.7	224.2
6	留萌川	北海道	44.0	44.4	27.3	33	千代川	鳥取県	52.0	45.3	432.8
7	石狩川	北海道	268.0	997.8	2,711.8	34	天神川	鳥取県	32.0	41.9	143.6
8	尻別川	北海道	126.0	24.2	321.7	35	高津川	島根県	81.0	20.0	480.4
9	後志利別川	北海道	80.0	63.8	144.7	36	旭川	岡山県	142.0	30.4	795.6
10	鶲川	北海道	135.0	42.9	205.1	37	太田川	広島県	103.0	129.4	468.0
11	沙流川	北海道	104.0	46.3	215.3	38	佐波川	山口県	56.0	34.5	138.2
12	釧路川	北海道	154.0	102.8	393.8	39	土器川	香川県	33.0	18.9	50.2
13	十勝川	北海道	156.0	289.1	2,083.2	40	重信川	愛媛県	36.0	26.2	239.6
14	岩木川	青森県	102.0	105.0	598.8	41	肱川	愛媛県	103.0	62.1	919.1
15	高瀬川	青森県	64.0	40.1	152.3	42	物部川	高知県	71.0	10.5	200.1
16	鳴瀬川	宮城県	89.0	90.0	397.6	43	遠賀川	福岡県	61.0	133.8	363.5
17	名取川	宮城県	55.0	29.4	264.6	44	松浦川	佐賀県	47.0	63.3	234.1
18	雄物川	秋田県	133.0	181.8	1,238.4	45	六角川	佐賀県	47.0	57.1	179.7
19	赤川	山形県	70.0	48.0	229.3	46	嘉瀬川	佐賀県	57.0	33.4	169.9
20	黒部川	富山県	85.0	27.6	114.2	47	本明川	長崎県	21.0	15.0	53.2
21	常願寺川	富山県	56.0	21.5	123.7	48	白川	熊本県	74.0	21.7	124.4
22	手取川	石川県	72.0	37.3	178.2	49	緑川	熊本県	76.0	70.5	368.4
23	梯川	石川県	42.0	11.2	90.1	50	大分川	大分県	55.0	32.6	224.0
24	狩野川	静岡県	46.0	36.8	333.3	51	番匠川	大分県	38.0	33.8	227.5
25	安倍川	静岡県	51.0	31.6	169.1	52	小丸川	宮崎県	75.0	12.7	136.7
26	大井川	静岡県	168.0	41.6	277.1	53	肝属川	鹿児島県	34.0	51.1	130.5
27	菊川	静岡県	28.0	36.8	85.2						

【2】一級河川のうち、一の都道府県内で完結するものと整理される場合もあるが、わずかに複数の都道府県にまたがっているもの<12水系>

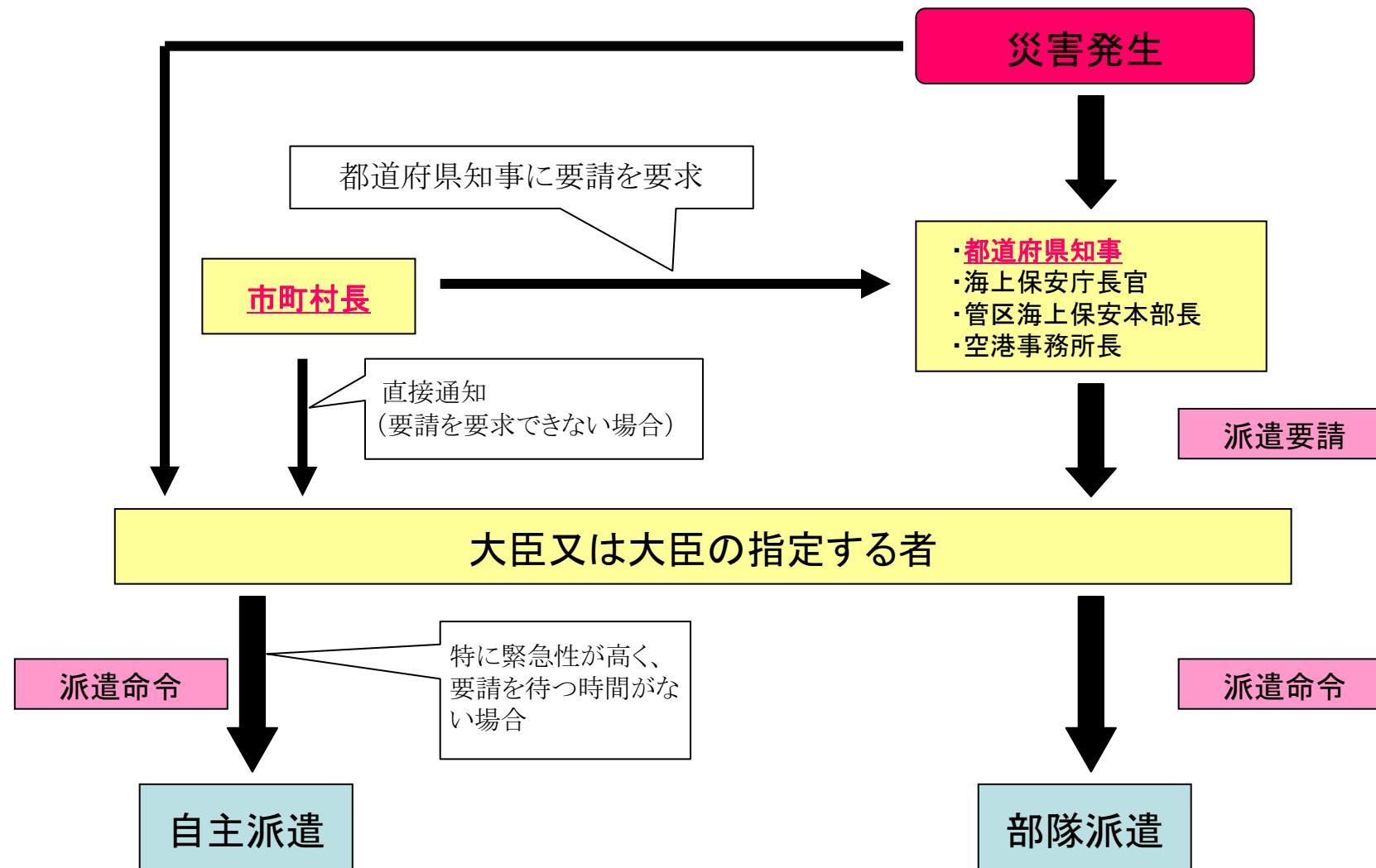
	名称	都府県	幹川流路延長 (km)	指定区間外(直轄 区間)延長(km)	指定区間延長 (km)		名称	都府県	幹川流路延長 (km)	指定区間外(直轄 区間)延長(km)	指定区間延長 (km)
1	子吉川	秋田県・山形県	61.0	36.2	370.7	7	日野川	島取県・島根 県・岡山県	77.0	34.7	310.9
2	最上川	山形県・宮城県	229.0	323.9	2,153.3	8	吉井川	岡山県・兵庫県	133.0	48.1	1,010.1
3	小矢部川	富山県・石川県	68.0	37.4	327.1	9	那賀川	徳島県・高知県	125.0	28.7	332.1
4	雲出川	三重県・奈良県	55.0	28.5	228.2	10	矢部川	福岡県・熊本県	61.0	23.2	193.1
5	円山川	兵庫県・京都府	68.0	40.5	462.2	11	菊池川	熊本県・大分県	71.0	86.2	305.9
6	加古川	兵庫県・大阪府	96.0	41.4	736.8	12	球磨川	熊本県・宮崎 県・鹿児島県	115.0	118.3	431.0

(注)下線はメインの都府県。

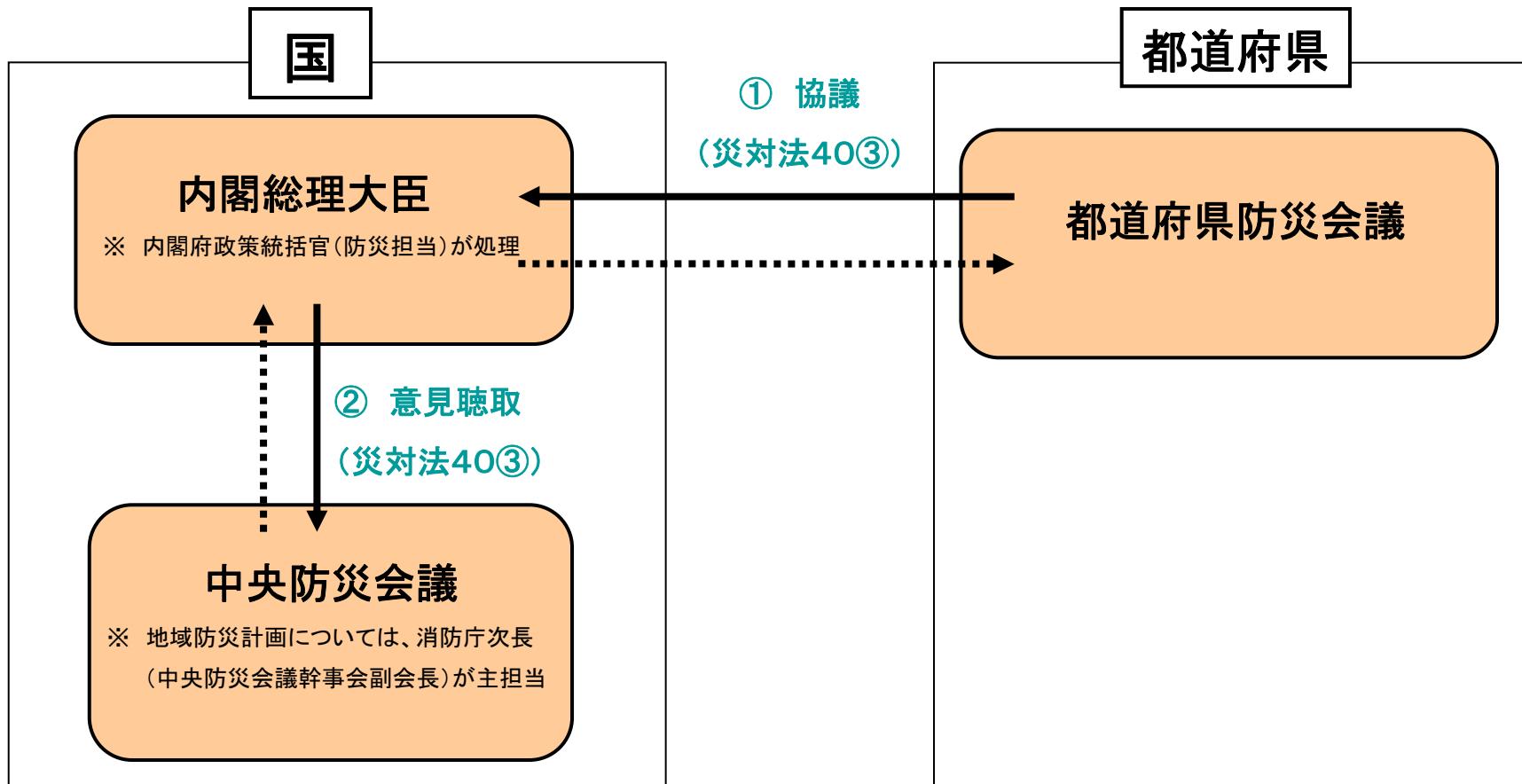
【3】一級河川のうち、複数の都府県にまたがっているもの<44水系>

	名称	都道府県	幹川流路延長(km)	指定区間外(直轄区間)延長(km)	指定区間延長(km)		名称	都道府県	幹川流路延長(km)	指定区間外(直轄区間)延長(km)	指定区間延長(km)
1	馬淵川	青森県・岩手県	142.0	10.0	476.1	23	木曽川	愛知県・長野県・岐阜県・滋賀県・三重県	229.0	374.6	2,635.3
2	北上川	岩手県・宮城県	249.0	425.0	2,292.9	24	由良川	京都府・兵庫県	146.0	56.4	720.6
3	阿武隈川	宮城県・福島県	239.0	236.6	1,711.2	25	淀川	大阪県・京都県・滋賀県・兵庫県・奈良県・三重県	75.0	382.5	4,132.3
4	米代川	岩手県・秋田県	136.0	91.8	874.6	26	大和川	大阪府・奈良県	68.0	48.3	703.4
5	久慈川	福島県・茨城県・栃木県	124.0	47.8	478.8	27	紀の川	和歌山県・奈良県	136.0	97.9	706.9
6	那珂川	福島県・茨城県・栃木県	150.0	99.5	1,417.0	28	新宮川	和歌山県・奈良県・三重県	183.0	23.6	707.4
7	利根川	東京都・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県	322.0	989.9	5,848.4	29	九頭竜川	福井県・岐阜県	116.0	110.0	924.0
8	荒川	東京都・埼玉県	173.0	173.6	1,051.8	30	北川	福井県・滋賀県	30.0	16.5	66.6
9	多摩川	東京都・神奈川県・山梨県	138.0	78.9	402.3	31	斐伊川	鳥取県・島根県	153.0	127.7	913.4
10	鶴見川	東京都・神奈川県	43.0	22.7	72.5	32	江の川	島根県・広島県	194.0	192.7	1,472.7
11	相模川	神奈川県・山梨県	109.0	26.0	566.7	33	高梁川	岡山県・広島県	111.0	35.4	854.0
12	富士川	静岡県・長野県・山梨県	128.0	122.1	1,783.4	34	芦田川	岡山県・広島県	86.0	61.2	350.3
13	荒川	新潟県・山形県	73.0	38.6	313.2	35	小瀬川	広島県・山口県	59.0	36.8	93.9
14	阿賀野川	新潟県・群馬県・福島県	210.0	93.1	2,106.3	36	吉野川	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	194.0	186.5	1,416.8
15	信濃川	新潟県・群馬県・長野県	367.0	329.4	4,684.6	37	仁淀川	高知県・愛媛県	124.0	36.5	665.0
16	関川	新潟県・長野県	64.0	12.6	497.1	38	渡川	高知県・愛媛県	196.0	52.3	1,230.0
17	姫川	新潟県・長野県	60.0	11.0	212.9	39	山国川	福岡県・大分県	56.0	36.5	173.1
18	神通川	富山県・岐阜県	120.0	48.1	777.2	40	筑後川	福岡県・佐賀県・大分県・熊本県	143.0	244.6	1,183.4
19	庄川	富山県・岐阜県	115.0	33.0	324.6	41	大野川	大分県・宮崎県・熊本県	107.0	32.3	831.1
20	天竜川	静岡県・愛知県・長野県	213.0	264.4	1,809.4	42	五ヶ瀬川	大分県・宮崎県・熊本県	106.0	28.5	582.3
21	矢作川	愛知県・長野県・岐阜県	118.0	62.6	719.6	43	大淀川	宮崎県・鹿児島県・熊本県	107.0	86.1	844.6
22	庄内川	愛知県・岐阜県	96.0	79.0	456.9	44	川内川	宮崎県・鹿児島県	137.0	131.6	571.6

災害時における自衛隊派遣の流れ



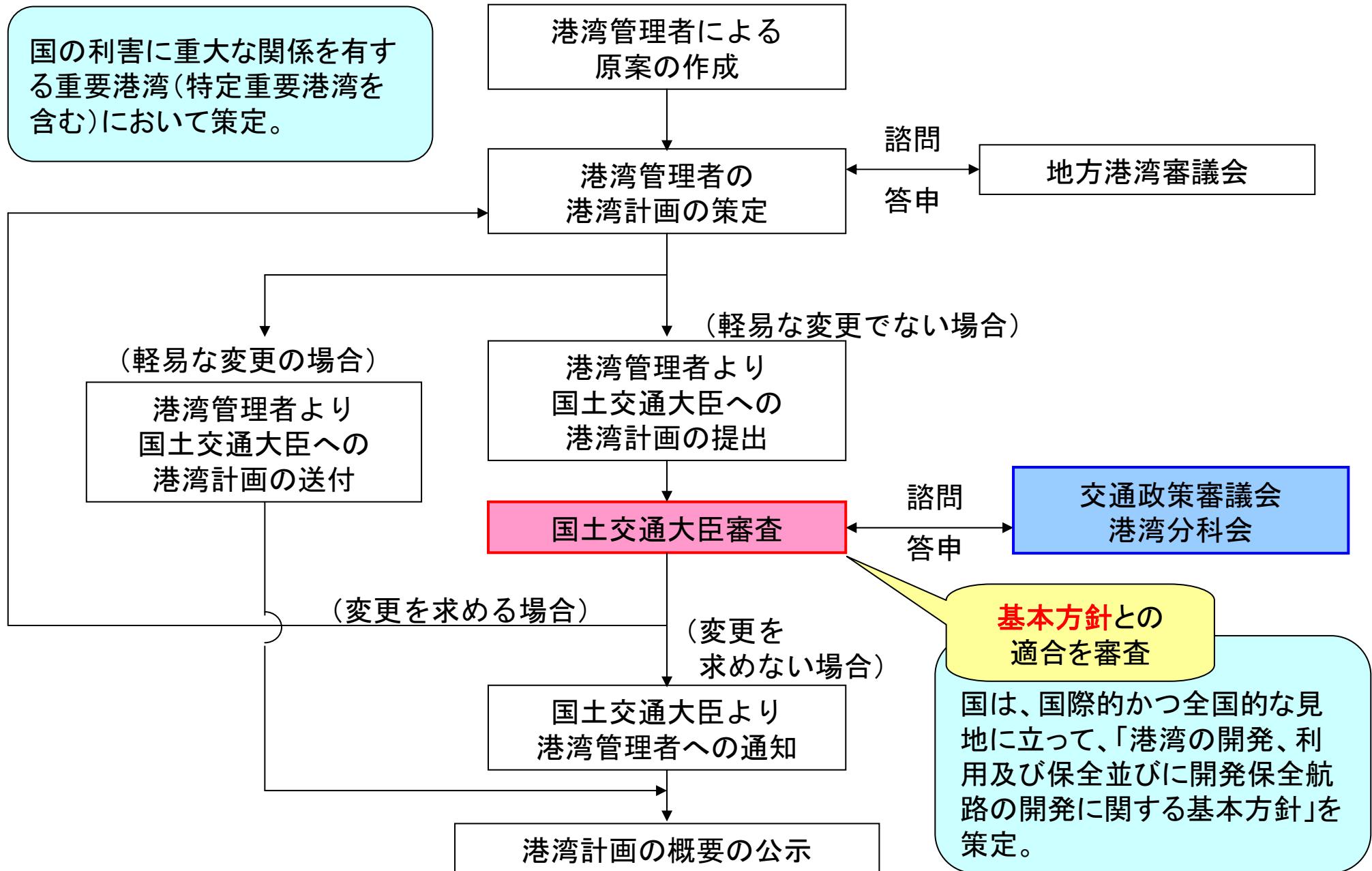
都道府県地域防災計画作成・修正の流れ



【災害対策基本法第40条第3項】

都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、中央防災会議の意見をきかなければならぬ。

港湾計画策定フロー



国の認可を必要とする埋立て

■国の認可を必要とする埋立て（公有水面埋立法第47条、施行令第32条）

埋立区域	条件
全ての公有水面	50haを超えるもの
甲号港湾として指定する港湾（※）	一（全て認可が必要）
乙号港湾として指定する港湾（※）	港湾の利用に著しく影響を及ぼすおそれのあるもの ・避難港の埋立て ・重要港湾の埋立てで、1haを超えるもの ・航路、泊地、船だまり又はこれに隣接する水域で、船舶の航行・停けい泊、事業活動・土地利用等に著しい変動・支障を及ぼすおそれのあるもの
海峡、掘割その他の狭水道	航路、潮流、水流、水深、艦船の航行碇泊に影響を及ぼすおそれのあるもの

（※）ただし、次の場合は認可を要しない

- ・港湾施設（岸壁、護岸、道路、荷さばき地等に限る）の建設又は改良を目的とする埋立てであって、
- ・当該港湾施設に係る国の補助金又は負担金の交付の決定等の国の支援がなされたもの

■甲号港湾及び乙号港湾の指定（公有水面埋立法施行令第32条第1項）

甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示（最終改正：平成19年4月19日国土交通省告示第486号）

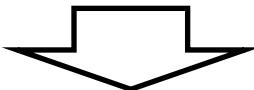
〔指定状況〕

区分	内容
甲号港湾	特定重要港湾を指定
乙号港湾	甲号港湾以外の港湾を指定

空港法案における空港の種別変更

空港整備法（昭和三十一年四月二十日法律第八十号）

- 第一種空港 成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び国際航空路線に必要な飛行場
国又は空港会社が設置及び管理
- 第二種空港 主要な国内航空路線に必要な飛行場
国が設置及び管理(第二種Bについては、国が設置、地方公共団体が管理)
- 第三種空港 地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場
地方公共団体が設置および管理



「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案」

- 国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港（第一種及び第二種）
国又は空港会社が設置及び管理
- 国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港（第三種）
地方公共団体が設置及び管理

※第二種Bについては、当分の間、従来どおり（国が設置、地方公共団体が管理）とすることを附則で規定

自家用有償運送制度

背景

- 過疎化の進行等により路線バスの撤退が進み、生活交通の確保が大きな課題
- 高齢化の進展等により、単独では公共交通機関を利用する事が困難な移動制約者に対する個別運送サービス(STS:スペシャル・トランスポート・サービス)への需要急増

安全・安心な旅客運送サービスの普及が促進されるよう、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送に係る一般的な制度が必要

地方公共団体、バス・タクシー事業者、地域住民等 地域の関係者の合意が得られている場合

運営協議会
で協議

- 旅客自動車運送事業者によることが困難
- 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保する必要



市町村やNPO等による自家用自動車を使用した有償旅客運送が可能（登録制）

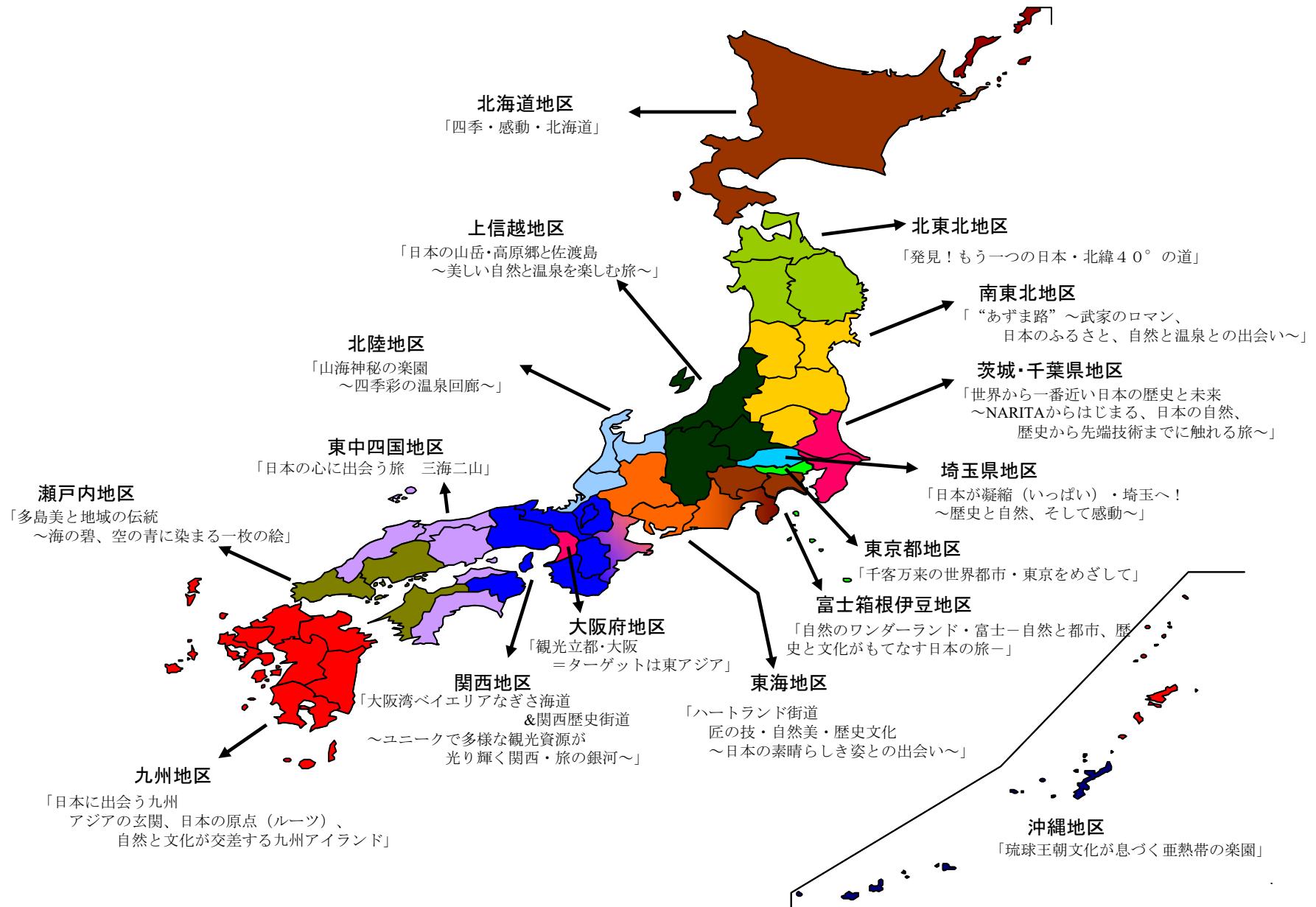
＜運行主体の遵守事項＞

- 運転者の要件、運行管理の体制
- 運送の対価の掲示、登録自動車である旨の車体表示
- 損害賠償措置、その他旅客の利便・輸送の安全の確保措置 等



安全・安心な市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送の普及を促進し、
地域住民の生活に必要な旅客運送を確保

「外客來訪促進計画」の策定状況



商工会議所と商工会の比較

(1) 制度面

	商 工 会	商 工 会 議 所
根 拠 法	商工会法	商工会議所法
地 区	①原則として一の町村の区域 ②他の商工会議所の地区又は商工会の地区との重複の禁止	①原則として市の区域 ②同 左
役 員	会長1人、副会長2人以内、理事30人以内	会頭1人、副会頭4人以内、専務理事1人
意志決定機関	総代会（会員数が200人以上）又は総会	議員総会
議決権（表決権）及び選挙権	総会の議決権・選挙権ともに1会員1個	表決権・選挙権は定款で定める。 ・表決権は原則1会員1個 ・選挙権は会費口数に応じて1人最高50個
事 業	・商工業に関する相談・指導、情報提供、調査研究、講習会・展示会開催、施設整備、行政庁等への意見具申等 ・社会一般の福祉の増進に資する事業 等	・商工業に関する相談・指導、情報提供、調査研究、講習会・展示会開催、施設整備、行政庁等への意見具申等 ・社会一般の福祉の増進に資する事業 ・技術・技能検定 ・証明、鑑定、検査、原産地証明 ・商事仲裁・調停 等

(2) 実態面

	商 工 会	商 工 会 議 所
数	2, 076 (H19. 4. 1)	517 (H19. 4. 1)
会 員 数	97万人 (H19. 4. 1)	129万人 (H18. 4. 1)
小規模事業者会員割合	89. 7% (H18. 4. 1)	80. 9% (H18. 3末)
平 均 会 費 収 入	623万円／1商工会	6200万円／1商工会議所
組 織 率*	60. 9% (H19. 4. 1)	30. 8% (H18. 3末)
経 営 指 導 員 数	4, 686人 (H19. 4. 1)	3, 433人 (H18. 4. 1)
平均経営指導員数	2. 3人／1商工会	6. 6人／1商工会議所
相 談 指 導 件 数	313万件／年 (H17年度)	186万件／年 (H17年度)
指導員当たり指導件数	660件／年	540件／年

*組織率=商工会等の会員数／地区内の商工業者数

地域商工業者への効果的な支援～商工団体の新たな法整備～

● 現状

- ・国と地方がそれぞれ商工団体を通じて中小企業支援策を実施。
- ・商工会議所法及び商工会法は制定後半世紀が経過し、社会経済環境が大きく変化。
- ・市町村合併が進む中で、商工会議所と商工会の併存する自治体が増加。
- ・一般的に商工会議所は組織率が低く、商工会は小規模で専門的機能の弱い団体が多い。

● 改善方法

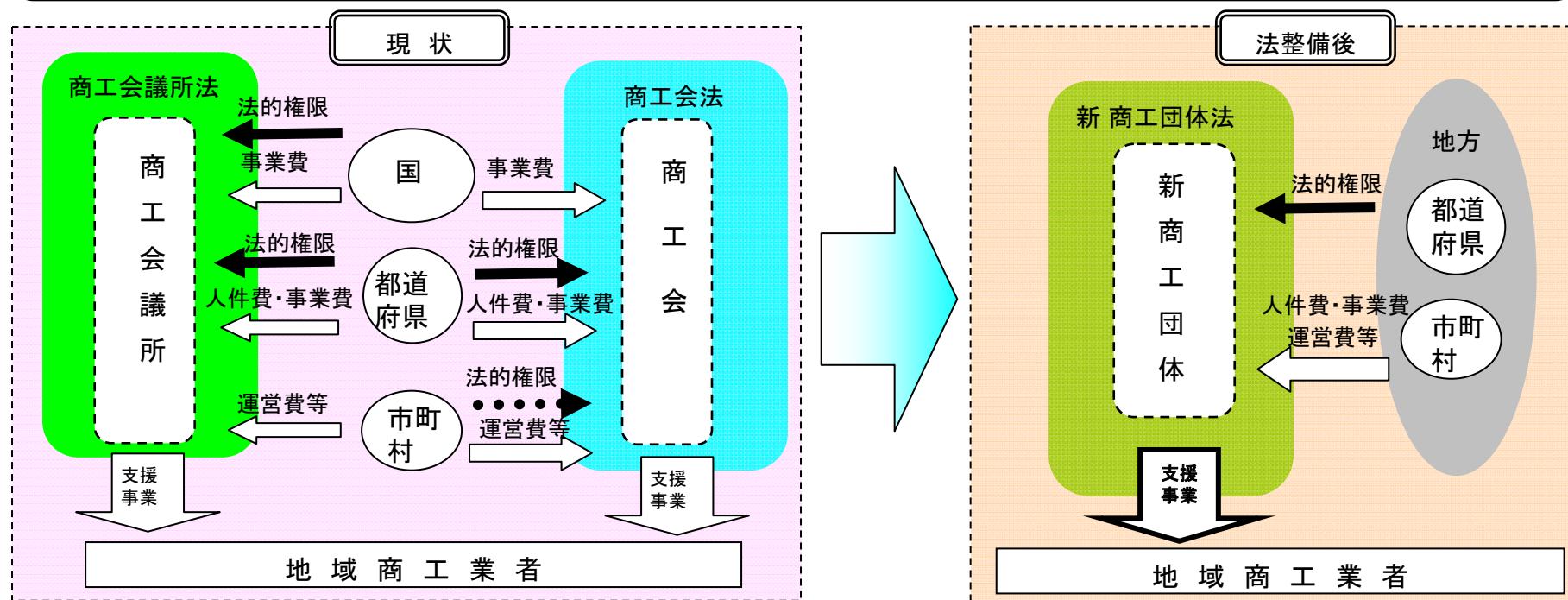
- ・商工団体の一元化に向けた新たな法整備

～商工業者の大半が参画する、効率性や専門性を備えた団体への再構築

- ・法施行の権限及び商工団体を通じた地域商工業者への支援策については地方で実施

● 改善後のメリット

- ・地域商工業者を代表する総合的な経済団体として、まちづくりへの参画や事業者への効果的支援の実現



循環型社会形成推進交付金制度

一般廃棄物処理については、三位一体改革において、国と地方の連携の下での循環型社会づくりの必要性などを考慮し、新たに市町村への交付金制度を創設。

循環型社会形成推進協議会
～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～

(平成19年度予算額:900億円)

循環型社会形成推進地域計画

○対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村
(沖縄、離島等は特例として対象)

○3R推進のための目標（例）

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(○年比△%減)
リサイクル	リサイクル率(○年比△%増)
最終処分	最終処分されるごみの量(○年比△%減)

○交付対象施設

マテリアルリサイクル推進施設:可能な限り再使用・再生利用
エネルギー回収推進施設:廃棄物処理過程での高効率な発電・熱供給
有機性廃棄物リサイクル推進施設:し尿・生ごみ等の有機性廃棄物を資源化
浄化槽:経済的・効率的な生活排水処理
最終処分場:安全で信頼性の高い最終処分(直接埋立は対象外)
調査・計画支援事業:生活環境影響調査等

○交付率 対象事業費の1／3を市町村に一括交付（循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設

(高効率原燃料回収施設)については、対象事業費の1／2を交付)

各種事業の実施による循環型社会の形成
(計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価、公表)

○地域計画承認件数

平成17年度	平成18年度	平成19年度
80地域 (206市町村)	96地域 (222市町村)	62地域 (135市町村)

3 第3章関連

基礎自治体への権限移譲の推進について（概要）

○ 基礎自治体への権限移譲の考え方

【背景】

- 市町村合併の進展等による基礎自治体の行政体制整備の進展
- 条例による事務処理特例制度の活用により移譲されている事務は相当数に及ぶ
 - 現行法令における都道府県と市町村の役割分担が想定している以上に、基礎自治体の事務処理能力が向上

【考え方】

- 基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の総合的な実施の役割を担わせるという基本原則の下で、改めて都道府県と市町村の事務配分について行政分野横断的な見直しを行う
 - まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務、住民の日常生活に最も密接に関連する福祉・保健・医療及び教育に関する事務を中心に都道府県から市町村への法令による権限移譲を進める
 - 市町村合併の進展等により行政体制の整備等が進んでいることを踏まえ、市に優先的に移譲を進める

○ 基礎自治体への権限移譲を行うべき事務

【都市計画決定】

- ・原則として、決定にあたっての国、都道府県の同意を不要とする
 - ・区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定
 - 「指定都市」まで移譲
 - ・三大都市圏等における用途地域（住居地域等）に係る都市計画決定
 - 「市」まで移譲など
- ※ 平成 21 年度を目指して予定されている現行制度の抜本的な見直しは、この方針を踏まえて行われるべき

【まちづくり・土地利用規制分野】

- ・宅地開発等の開発行為の許可（都市計画法）
 - 「市」まで移譲（すでに特例市までは移譲済み）
- ・農地転用の許可（2ha 以下）（農地法）
 - 「市」まで移譲など

【福祉分野】

- ・特別養護老人ホーム、保育所の設置の認可、指導監督（老人福祉法、児童福祉法）
→ 「市」まで移譲（すでに中核市まで移譲済み）など

【医療・保健・衛生分野】

- ・薬局の開設の許可（薬事法）
→ 「保健所設置市」まで移譲など

【公害規制分野】

- ・ボイラー等ばい煙発生施設の設置の届出受理（大気汚染防止法）
→ 「特例市」まで移譲（すでに中核市まで移譲済み）など

【教育分野】

- ・市立小中学校の教職員の任命権（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
→ 「中核市」まで移譲（すでに指定都市に移譲済み）など

【生活・安全・産業振興分野】

- ・打ち上げ花火など火工品等の火薬類製造・販売営業の許可（火薬類取締法）
→ 「市町村」まで移譲
- ・アーケード整備等の商店街整備計画の認定（中小小売商業振興法）
→ 「市」まで移譲など

以上の都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、移譲に伴う必要な財源措置を地方税、地方交付税等を通じて確実に講ずるとともに、移譲される権限にあわせた人的支援についても適切に対応

※ 権限移譲を行うべき事務に係る法律・条項数

分 野	法律数	条項数
まちづくり・土地利用規制	19	114
福祉	8	64
医療・保健・衛生	11	40
公害規制	8	57
教育	4	7
生活・安全・産業振興	11	63
その他	3	14
合 計	64	359

都道府県から市町村への権限移譲の視点（案）

I 福祉

- 住民の日常生活に最も密接する分野である福祉に係る事務については、市に移譲すべき。
- 福祉に係る事務のうち広域性、高度な専門性が求められるものについて、移譲対象を特例市までに留めるべきかどうかについては要検討。
- 国の事務は認可の参酌基準の設定等に限定。

II 医療・保健

- 医療・保健に係る事務については、その事務に広域性、高度な専門性が求められるものを除き、市に移譲すべき。
- 医療・保健に係る事務のうち、その処理に高度な専門性が求められるものについては、保健所設置市に移譲すべき。あわせて保健所設置市の要件の緩和を進めるべき。
- 医療・保健に係る事務のうち広域的な総量規制が必要なものについては都道府県が処理。
- 国の事務は認可の参酌基準の設定等に限定。

III 教育

- 市立小・中学校教職員の人事に係る事務については、市に移譲すべき。これに併せて、学級編成、教職員定数に係る事務についても、市に移譲すべき。（※少なくとも中核市まで）
- 幼保一元化の観点から、私立幼稚園の認可に係る事務については保育所の認可に係る事務と併せて市に移譲すべき。
- 都道府県の同意を要する協議、市町村立幼稚園の設置廃止の都道府県の認可は要しないものとすべき。

IV まちづくり

- 空間管理に係る事務は、基本的には市の役割とすべきであり、以下の事務について市に移譲すべき。
 - ・都市計画決定（広域的又は大規模な地域地区・都市施設、市街地開発事業、その設置・管理、許認可等について国又は県に法律上の主たる責任がある都市施設を除き）
 - ・土地利用制限、建築物等規制、農山漁村等の特定区域や景観保全のために設定された特定の区域における個別行為規制に係る事務、市街地開発事業、都市計画事業、農山漁村における基盤整備事業の認可等に係る事務
 - ・当該団体の区域の範囲内で完結する2級河川の管理、都道府県道の維持修繕に係る事務
- 計画策定等についての都道府県の同意を要する協議は要しないものとすべき。
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等については、指定都市に移譲すべき。

V 事業活動の規制

- 個別の事業活動規制に係る事務については、市に移譲すべき。
- 広域的な総量規制が必要な事務は都道府県が処理。

上記以外の事務についても、事務処理特例の実態等を踏まえ市町村への権限移譲を検討
※基準の設定については、上記の権限移譲にあわせて、市町村の条例で補正できるようにすべき。

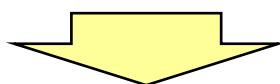
補助対象財産の財産処分の弾力化

- 国庫補助事業等の補助対象財産の財産処分（補助目的外への転用、譲渡、取壊しなど）に対する制限をめぐり、地方から改善を求める強い声

○ 全国知事会から示された主な事例

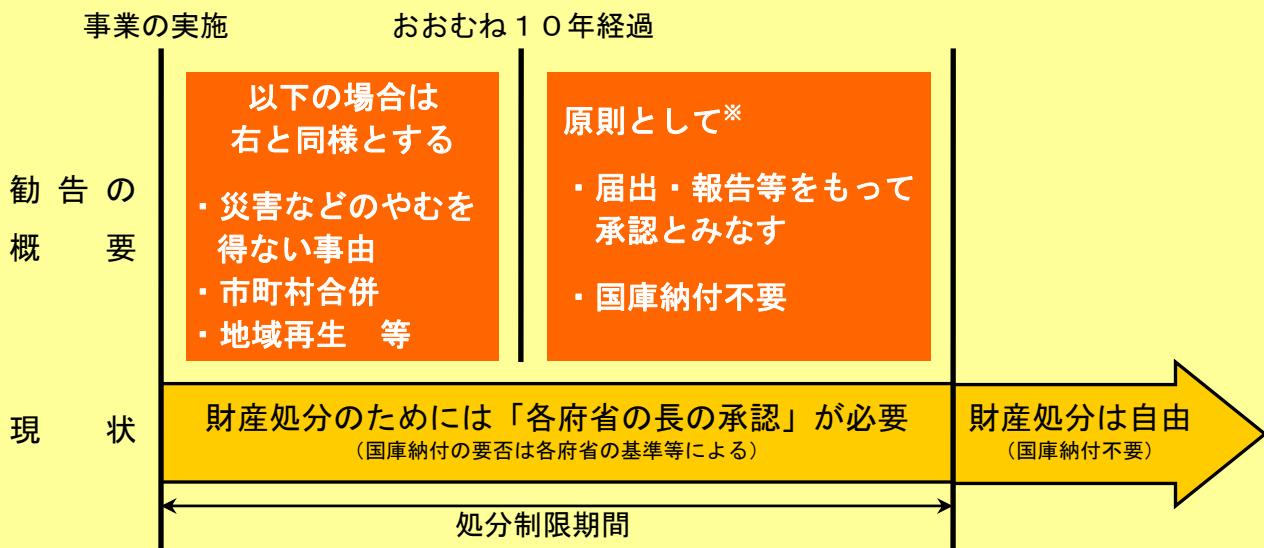
（第15回委員会（19年8月29日）全国知事会地方分権推進特別委員会分野別PT担当知事説明資料より）

- ・ 市町村合併に伴い、市内施設の合理化・統合を図るため、重複施設（一般廃棄物処理施設）を取り壊したところ、補助金返還の対象に
- ・ 利用児童数の減少や老朽化から児童館を取り壊すため、財産処分の承認申請を行なつたが、承認を受けるまでに9か月を要した
- ・ 行政改革の一環として、農村環境改善センターの一部を市町村の支所に転用することを計画したが、認められず



● 地方分権改革推進委員会 第1次勧告（第3章(2)）

○ 地方分権改革推進計画の策定を待たず、勧告を受けて速やかに改善措置を実施



- 改善措置の対象となる国庫補助金等は約300以上
- 地域の創意工夫により、経済社会情勢の変化を踏まえた既存施設の有効活用
⇒ 地域活性化、住民サービスの向上、行政コストの削減などに大きな効果

平成 20 年 5 月 28 日
地方分権改革推進委員会事務局

地方から示された支障事例等にかかる国庫補助事業等（例）についての措置状況

	国庫補助事業等（例） (実施当時の名称)	地方から示された支障事例等						左記の国庫補助事業等についての 第1次勧告（案）に沿った各府省 の措置状況 ^{（注2）}	
		対象財産	財産処分の内容						
			取 壊 し	転 用	無 償 譲 渡 等	有 償 譲 渡 等	原 因		
文 部 科 学 省	公立学校施設整備費補助	公立学校	○				新幹線建設	5	【措置予定】
				○			放課後児童クラブ 社会体育施設 公営住宅	16 7 6	
		公立幼稚園	○			○	幼保連携型認定こども園 学校法人：私立幼稚園・幼保連携施設 社会福祉法人：民間保育所	15 8, 14 ①④	
	公立社会教育施設整備費補助	公民館	○				老朽化、代替施設整備	4	
					○		農業協同組合	3	
	社会福祉施設等施設整備費補助	公立保育所		○			通所授産施設	②	
				○			社会福祉法人：民間保育所	④	
		児童館	○				需要減少、老朽化	②	
		養護老人ホーム	○				老朽化	35	
		老人福祉センター	○				老朽化	22	
		保健所		○			教育事務所、農林事務所	25	
厚 生 労 働 省	保健衛生施設等施設整備費補助			○			他の地方自治体（有償貸付）	25	【措置済（平成 20 年 4 月 17 日付け厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準・年金特別会計児童手当勘定補助金に係る承認基準の特例・厚生労働省所管労働保険特別会計補助金等に係る財産処分について】】
				○			社会福祉法人：同用途	34	
				○			男女平等推進センター、シルバーハウスセンター	19, 36	
	勤労婦人青少年福祉施設整備費補助 勤労者家庭支援施設等整備費補助	勤労婦人センター他	○				男女平等推進センター、シルバーハウスセンター他	20, 21	
		勤労青少年ホーム	○				公民館、シルバーハウスセンター他		
農 林 水 産 省	農村総合整備モデル事業	農業集落排水施設	○				公共下水道への接続	②	【措置済（平成 20 年 5 月 23 日付け補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準】】
	農業構造改善事業	農産物集出荷施設	○				代替施設整備	56	
	農業構造改善事業促進対策			○			倉庫等	38-43	
	地区再編農業構造改善事業	畜舎			○		個人等	55	
	新農業構造改善事業	農業団地センター			○		地方自治体	70	
	新地域農業生産総合振興対策事業	多目的研修集会施設	○				住民サービスセンター	65	
	先進的農業生産総合推進対策事業	農産物集出荷施設	○					73	
	水田利用再編対策特別事業			○			倉庫	44-46	
	転作促進特別対策事業			○				73	
	山村地域農林漁業特別対策事業	農産物加工施設等	○				代替施設整備	37	
	山村振興農林漁業特別対策事業			○			倉庫、公民館	68	
	山村地域農林漁業特別対策事業費			○			個人等	68	
	農村総合整備モデル事業	農村環境改善センター	○				市町村支所	②	
	農業改良普及推進事業	農村婦人の家	○				放課後児童対策施設	66	
経 済 産 業 省	公社營畠整備基盤整備事業	畜産研修センター		○			自治会	70	
	団体營草地畜産基盤整備事業	畜舎・飼料貯蔵施設		○			個人等（無償貸付）	52	
	電源立地促進対策交付金	保健センター		○			公立保育所	74	【措置予定】
国 土 交 通 省	下水道終末処理施設整備費補助	浄水管理センター	○						【措置予定】
	都市下水路事業費補助	都市下水路浄化施設	○				土地区画整理	79	
環 境 省	廃棄物処理施設整備費補助	ごみ処理施設	○				市町村合併等	②	【措置済（平成 20 年 5 月 15 日付け環境省所管の補助金等に係る財産承認基準】】
		ごみ燃料化施設	○				維持・修繕費用の高騰	④	
		し尿処理施設	○				公共下水道への接続等	81.83	
防 衛 省	施設周辺整備助成事業補助	学習等供用施設	○				代替施設整備	2	【措置予定】

(注 1) 上記の国庫補助事業等は、①全国市長会「支障事例先行調査結果」（第 8 回委員会提出資料）、②全国知事会「地方分権改革推進委員会説明資料（災害その他分野）」（第 15 回委員会説明資料）、③全国知事会「国庫補助金等によって整備した施設の用途変更等に係る支障事例」（第 25 回委員会提出資料）、④地方分権懇談会（平成 19 年 6 月～7 月）他で示された支障事例等にかかる国庫補助事業等を事務局において適宜抽出し、例示したものであり、関係する支障事例等の出所を備考欄に示している（無印の番号は③の通し番号）。

(注 2) 第 1 次勧告（素案）では、例えば有償による譲渡や貸付などのケースでは、事前の承認手続や国庫納付を求めることができるとしている。

4 第4章関連

○道路特定財源の内訳

うち道路関係国庫補助金【約6,000億円】

うち1／4が地方道路整備臨時交付金【約7,000億円】

(単位：億円)

税 目	20年度			19年度		
		本則税率相当	暫定上乗せ分相当		本則税率相当	暫定上乗せ分相当
国	揮発油税	27,685	13,843	13,843	28,449	14,225
	石油ガス税	140	140	—	140	140
	自動車重量税	5,541	2,444	3,097	5,549	2,447
	計	33,366	16,427	16,940	34,138	16,812
地方	地方道路譲与税	2,998	2,537	461	3,072	2,599
	石油ガス譲与税	140	140	—	140	140
	自動車重量譲与税	3,601	1,588	2,013	3,599	1,587
	自動車取得税	4,024	2,715	1,309	4,855	3,243
	軽油引取税	9,914	4,633	5,281	10,360	4,841
	計	20,677	11,613	9,064	22,026	12,410
道路特定財源税収合計		54,043	28,040	26,004	56,164	29,222
						26,943

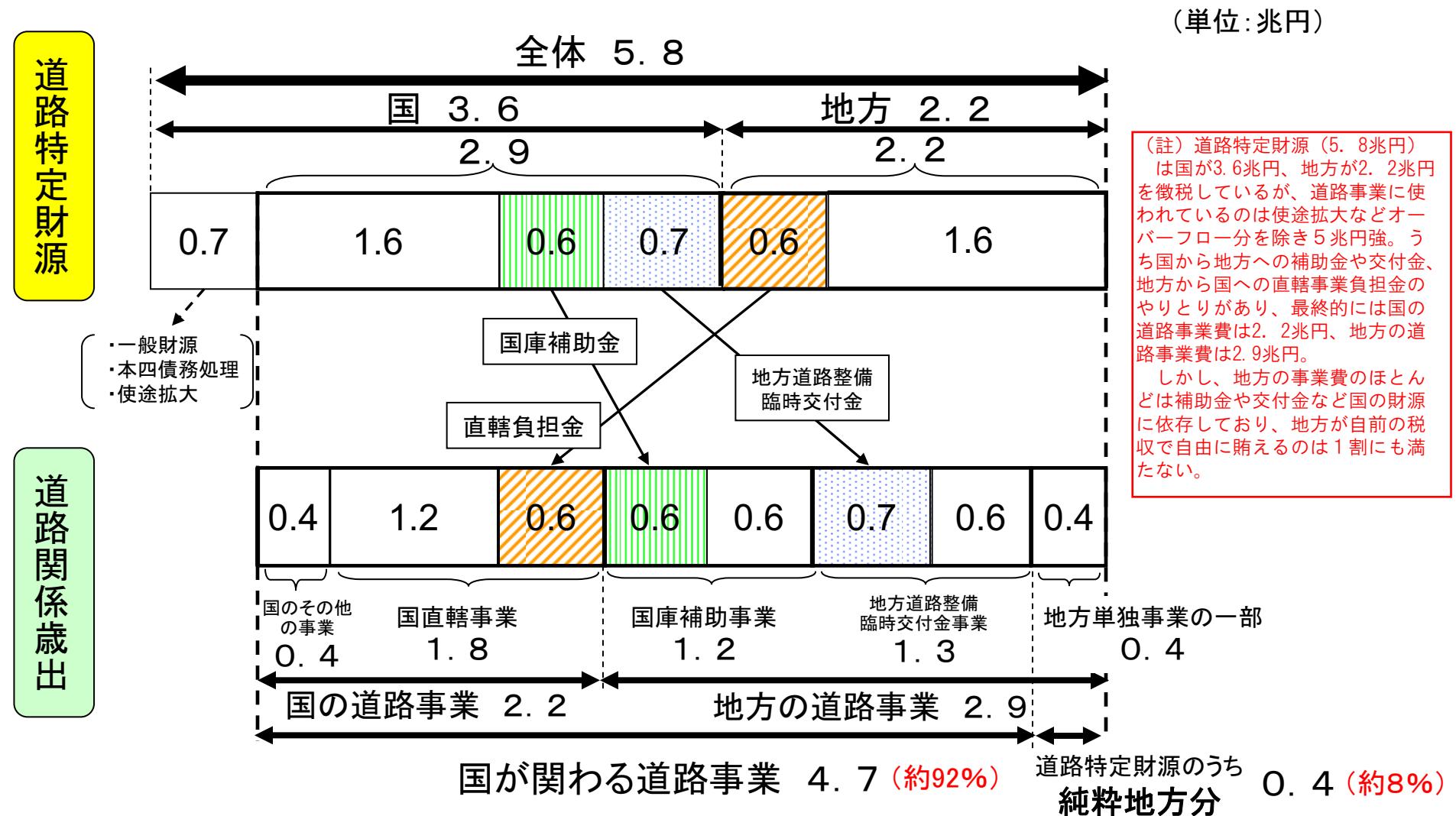
(注1) 計数は、四捨五入のため端数において合計と一致しない。

(注2) 計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

(注3) 税収額は、決算調整額を除いた計数である。

地方の暫定税率相当分【約9,000億円】

道路特定財源と道路関係歳出のイメージ(H18ベース)



※1 この表は、平成18年度決算等を用い、財源充当イメージをあらわしたもの。

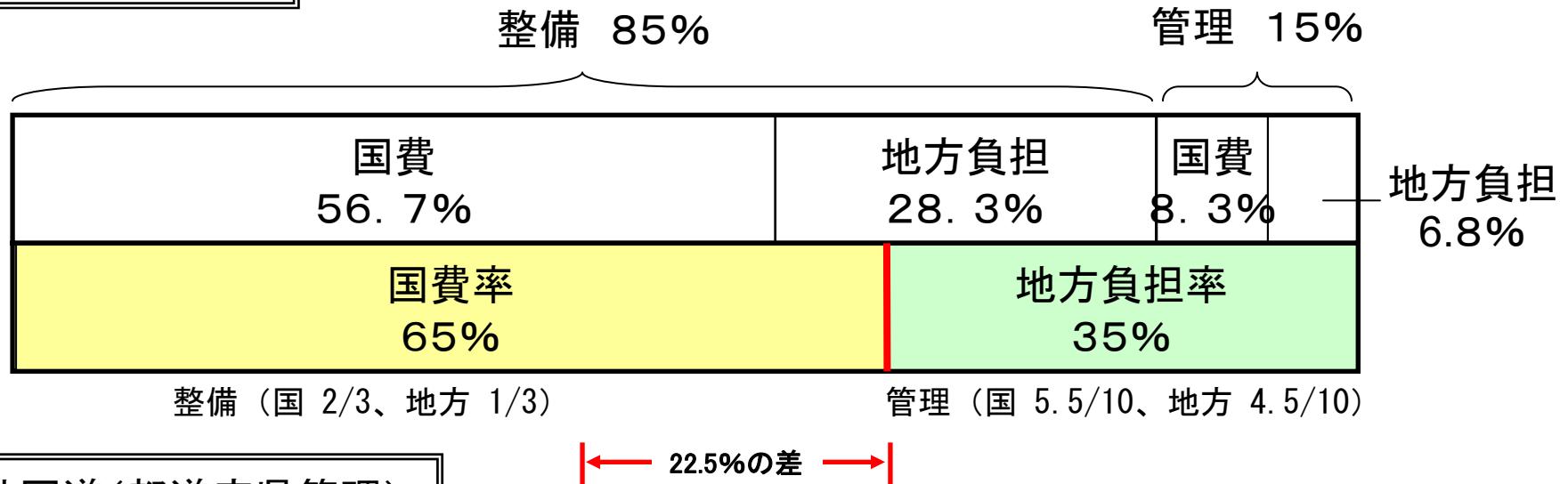
※2 国直轄事業、国庫補助事業、地方道路整備臨時交付金事業のうち地方負担分については、当該年度の財源充当としては建設地方債による部分もあるが、建設地方債及びその償還については、上記イメージからは外してある。

※3 端数処理により、小計等の一部を調整している。

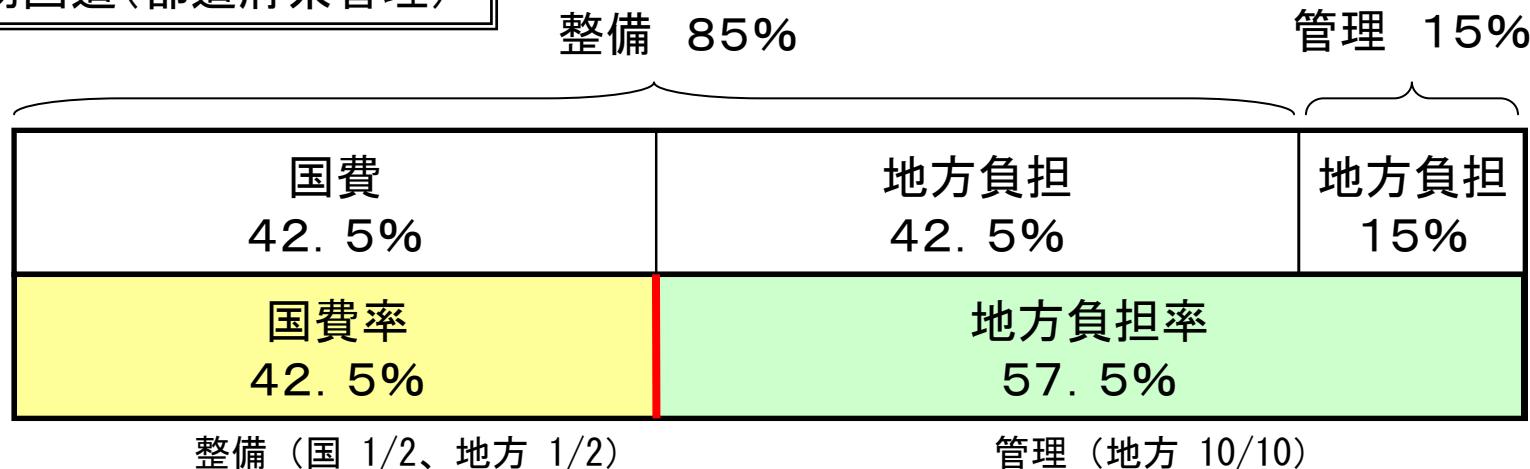
※4 地方単独事業は、このほか、地方の一般財源や地方債により行われている。

国道の国・地方負担割合

直轄国道(国管理)



補助国道(都道府県管理)



※ 整備費と管理費の割合は、道路事業費の決算等から推計した。

(註) 仮に直轄事業と補助事業の事業費が同じであると仮定した場合、整備と管理を合わせた国と地方の負担割合は、直轄事業のほうが国費による負担は22.5%多い。補助金や交付金など現行制度を前提として直轄区間を都道府県に移管した場合、役割分担に合わせてこの差分を地方に財源を移転する必要がある。

現行制度を前提として国道直轄区間を都道府県に移管すると、直轄国道と補助国道の国費率の差(65%－42.5%＝22.5%)を新たに地方に財源措置する必要がある。

【地方財源追加所要額試算】

○直轄国道の15%を地方移管した場合

$$1.8\text{兆円} \times 0.15 = 2700\text{億円}$$

$$2700\text{億円} \times 0.225 = 600\text{億円}$$

○直轄国道の1/3を地方移管した場合

$$1.8\text{兆円} \times 1/3 = 6000\text{億円}$$

$$6000\text{億円} \times 0.225 = 1400\text{億円}$$

○直轄国道の1/2を地方移管した場合

$$1.8\text{兆円} \times 1/2 = 9000\text{億円}$$

$$9000\text{億円} \times 0.225 = 2000\text{億円}$$

※ 直轄国道の事業費を1.8兆円と想定

(註) 国の道路事業のうち高速道路整備などを除いた国直轄事業費は1.8兆円。15%を地方移管した場合、 $1.8\text{兆円} \times 15\% \times 22.5\% = 600\text{億円}$ 程度の移譲、50%を地方移管した場合でも、 $1.8\text{兆円} \times 50\% \times 22.5\% = 2000\text{億円}$ 程度の移譲である。この試算は現行制度を前提にしており、一般財源化の制度設計の検討にあたっては、新しい役割分担を踏まえ、国庫補助負担金制度の抜本的見直しを含めた新しい税財政制度を構築する方向で、地方自治体の道路整備の自由度を最大限拡大する方策について真摯な検討を行うべきである。

消費者庁（仮称）の創設に向けて

平成20年4月23日

＜6つの基本方針＞

1. 消費者の視点から政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁（仮称）を創設する。消費者庁は、商品・金融などの「取引」、製品・食品などの「安全」、「表示」など、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管する。
2. 消費者庁を、一元的な窓口機能、企画立案、法執行、勧告などの機能を有する消費者行政全般についての司令塔として位置づける。
3. 消費者に身近な問題を取り扱う法律は、消費者庁に移管することとし、その他の関連法についても、消費者庁が強い勧告権を持つ司令塔として関与できるようにする。また、すき間への対応や被害者救済を視野に入れた新法の検討を進める。
4. 消費者庁の創設と併せて、地方の消費者行政の強化に向けて、地方の窓口の一元化、関連行政機関の情報の集約などを進めるために、法的な措置を含めて抜本的な対策を講ずることとする。

また、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の立て直し・強化のために、当面、国が講すべき支援策のあり方について検討する。

5. 消費者庁の設置に当たっては、行政の肥大化との批判を招かぬよう、法律、権限等を移管する府省から機構・定員を振り替えることを原則とする。また、消費者庁の運営に消費者の意見が直接届く仕組みを検討する。
6. 来年度から消費者庁を発足させることとし、必要な予算等の要求、法律案等の準備を進める。また、消費者庁の円滑な発足のためにも、所要の体制整備を行い、今年度中に前倒しして実施できることは、早急に着手することとする。

＜守るべき3原則＞

- 第一は、「国民目線の消費者行政の充実強化は、地方自治そのものであることを忘れてはならない」ということ。

消費者の声に真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくということは、地方分権の下で、地方自治体が地域住民に接する姿勢そのものであり、国民目線の消費者行政の推進は、「官」主導の社会から「国民が主役の社会」へと転換していくことでもある。

霞が関に立派な「消費者庁」ができるだけでは何の意味も無く、地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていかなければならない。

- 第二は、「消費者庁の創設は、決して行政組織の肥大を招くものであってはならない」ということ。

消費者の立場に立って強力な指導力を発揮する、機動的で賢い組織作りを目指していただきたい。消費者行政を総合的に取り扱う行政組織を作るということは、むしろ、各省の重複や、時代遅れの組織を整理することにもつながるものでなければならない。

- 第三は、「新たな消費者行政の体制強化は、消費活動はもちろん、産業活動を活性化するものでなければならない」ということ。

消費者の利益にかなうことは、企業の成長をもたらし、産業の発展につながるものである。

今後の消費者行政は、消費者に安全安心を提供すると同時に、ルールの透明性や行政行為の予見可能性を高め、産業界も安心して、新商品や新サービスを提供できるようにしなければならない。

都道府県等の消費者行政の現状

1. 消費者行政関係予算・職員数

厳しい財政事情を反映して消費者行政関係予算並びに、全体の職員数は減少傾向にある。

(1) 消費者行政関係予算の推移

(単位:百万円)

区分 年度	都道府県	政令指定都市	その他の 市町村	合計
10	9,971	1,714	4,693	16,379
14	7,962	1,709	5,327	14,999
18	5,158	1,644	4,803	11,605
19	4,606	1,403	4,820	10,830

(注)1. 「その他の市町村」には、東京都の特別区を含む。

2. 平成19年度は当初予算額

(参考)平成16年度まで、内閣府(旧経済企画庁)から地方消費者行政の推進費等の生活情報体制整備等交付金(昭和60年度創設。平成10年度交付額:343百万円、平成14年交付額:745百万円)が交付されていたが、平成17年度に廃止となった。

(2) 消費者行政担当職員数(都道府県及び市区町村)の推移

(単位:人)

年 度	事務職員	消費生活相談員	商品テスト職員	合 計
10	10,172	2,383	213	12,768
14	10,397	3,081	186	13,664
18	7,113	3,732	112	10,957
19	6,572	3,539	101	10,212

(注)各年度とも4月1日現在で、「消費者行政本課」及び「消費生活センター」に配属されている職員数(他業務との兼務職員等を含む)。

2. 消費生活センターの設置状況

消費生活センターは、人口規模の比較的大きい市を中心として整備が進んでいる。

(消費生活センター設置数の経年推移)

年 度	都道府県立	市町村立				合計
		政令指定都市	その他の市区	町	計	
10	161	14	224	8	246	407
17	165	20	326	13	359	524
18	152	22	342	15	379	531
19	148	24	350	16	390	538

(注)各年度とも4月1日現在。ここでは、便宜上、相談業務を週4日以上行っているものを「消費生活センター」として計上している。